

屋島活性化基本構想(仮称)

中 間 報 告 書 (案)

平成 24 年 3 月

屋 島 会 議

目 次

1 基本構想策定の経緯および目的	1
(1) 基本構想策定の背景	1
(2) 基本構想策定の経過	2
(3) 基本構想策定の目的	4
2 屋島の現況	5
(1) 自然環境	5
(2) 社会環境	9
(3) 歴史的環境と文化財	16
(4) 屋島に対する市民意識調査結果	36
(5) 来訪者実態調査結果	39
3 屋島の特性・価値の現状と課題	43
(1) 屋島の特性・価値	43
(2) 屋島の特性・価値における課題の分析	44
(3) 課題	46
(4) 基本構想策定の留意事項	46
4 基本方針	47
(1) 屋島の活性化の方向性	47
(2) 基本方針	48

1 基本構想策定の経緯および目的

(1) 基本構想策定の背景

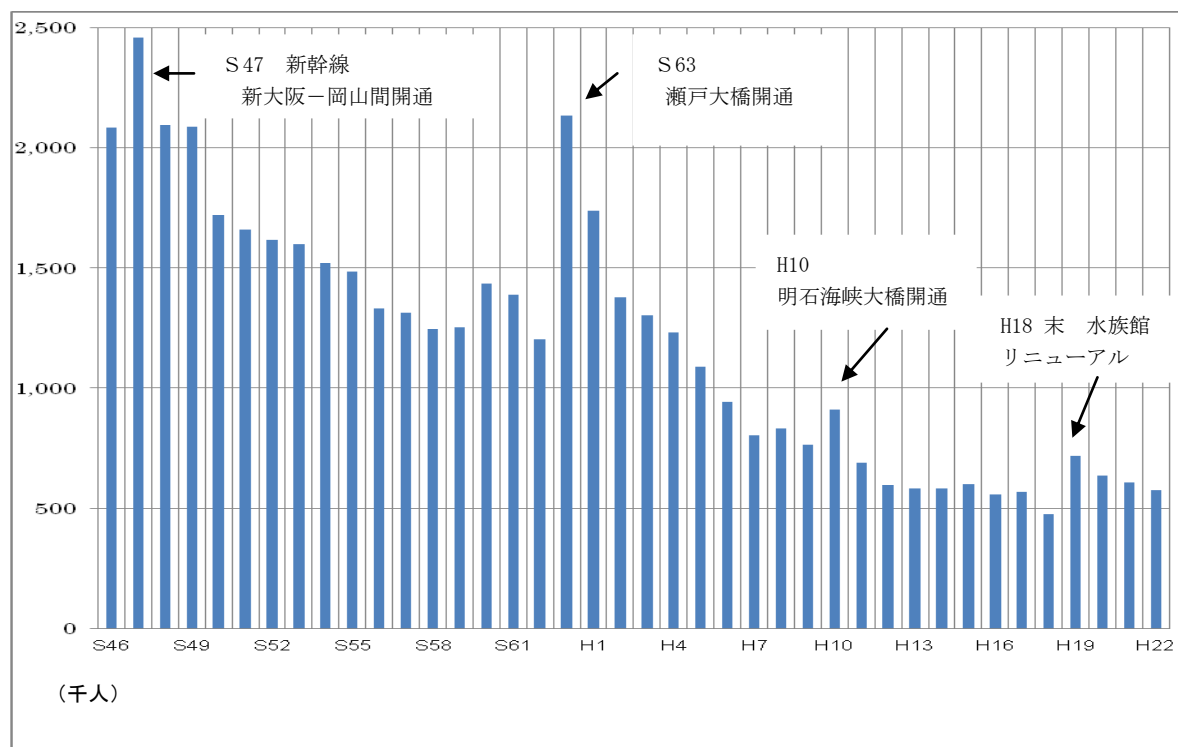
本市東部に位置する屋島は、昭和9年(1934)に瀬戸内海国立公園ならびに国の史跡及び天然記念物(以下「史跡天然記念物」という。)に指定されており、溶岩台地(メサ地形)の特異な地形と山上からの多島海景観の眺望のほか、四国八十八箇所や源平合戦などに関わる人文景観も豊富な地区であり、昭和47年(1972)には、過去最高の年間246万人もの観光客が訪れた。

しかしながら、屋島の観光客数は、これをピークとして減少に転じ、昭和63年(1988)の瀬戸大橋開通等の新たな観光資源の誕生に連動して一時的に増加することはあっても、長期低落傾向が続いている。

また、平成16年(2004)には、山上へのアクセス手段として重要な役割を果たしてきた屋島ケーブルが休止され、運航を再開することなく廃止となり、屋島山上においては、宿泊施設を中心とした各種施設の老朽化が進み、近年では営業廃止した建物が廃屋として放置される等の問題が顕在化していた。

一方、平成14年(2002)に古代山城「屋嶋城跡」が発見されるとともに、屋島山上の廃屋の撤去が進むなど、屋島そのものの状況については好転の兆しも見られることから、この機に、屋島が有する文化財の保存と活用等を核とした、史跡天然記念物「屋島」全体の活性化が強く求められている。

屋島観光客年別推移



(高松市観光振興課調べ)

(2) 基本構想策定の経過

基本構想の策定に当たっては、自然、歴史、文化等複合的な価値を持つ史跡天然記念物「屋島」を保存・活用し、屋島全体の活性化を図るため、各分野の専門家等で構成する「屋島会議」を設置し、検討協議を行ってきた。

また、同会議には、オブザーバーとして、国・県等関係者にも参加いただいている。なお、関係課で構成する庁内連絡組織を設置し、同会議と連携しながら進めている。

① 屋島会議委員等名簿

役職等	氏 名	所 属 等
会 長	植 田 和 弘	京都大学大学院経済学研究科教授・地球環境学堂教授 高松市水環境協議会会長
副会長	松 村 元 起	源平屋島地域運営協議会会長 財団法人高松観光コンベンション・ビューロー理事長
委 員	池 田 政 信	高松屋島ライオンズクラブ会長
	井 上 雅 子	インテリアデザイナー 高松市美しいまちづくり審議会委員
	岩 佐 武 彦	高松商工会議所地域振興委員会副委員長
	上 杉 和 央	京都府立大学文学部准教授
	小 川 加代子	元気YASHIMAを創ろう会副会長
	喜 田 清 美	高松市コミュニティ協議会連合会
	木 太 義 治	公募委員
	竹 内 麗 子	社団法人香川経済同友会副代表幹事
	新 谷 稔	公募委員
	林 幸 稔	建築家 高松市中心市街地活性化協議会委員
	藤 岡 純 子	公募委員
	増 渕 徹	京都橘大学文学部教授
	養 豊	兵庫県立美術館館長
オブザーバー	中 井 龍 照	屋島寺住職
	佐 藤 正 知	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官
	西 村 秀 雄	四国森林管理局香川森林管理事務所長
	谷 本 輝 重	国土交通省四国運輸局企画観光部観光地域振興課長
	塚 田 源一郎	環境省中国四国地方環境事務所高松事務所長
	田 川 正 剛	香川県環境森林部みどり保全課長
	内 田 裕 幸	香川県商工労働部観光交流局観光振興課長
	炭 井 宏 秋	香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課長
	梅 原 利 之	社団法人香川県観光協会会長
	吉 良 次 雄	四国旅客鉄道株式会社常務取締役営業部長
	塩野谷 毅	高松琴平電気鉄道株式会社常務取締役
	浜 田 芳 雅	屋島山上観光協会会長
	三 井 文 博	公益財団法人四国民家博物館理事
	増 田 拓 朗	香川大学工学部長

(敬称略・順不同)

② 基本構想検討内容等

回数	開催日	議事内容
第1回	平成23年8月29日(月)	・会長・副会長の選任 ・屋島活性化基本構想(仮称)および検討スケジュールについて ・現地視察
第2回	平成23年10月25日(火)	・スケジュール(案)について ・屋島活性化の基本的方向性の検討
第3回	平成24年1月22日(日)	・屋島活性化の基本的方向性について ・基本方針(案)について
第4回	平成24年3月1日(木)	・屋島活性化基本構想(仮称)中間報告書(案)について

(3) 基本構想策定の目的

屋島の保存と効果的な活用は、文化財保護や観光振興の観点から、高松市にとって喫緊の課題である。

そこで、前述の基本構想策定の背景を踏まえ、屋島の自然環境や利用状況、施設状況等の基礎情報を収集整理するとともに、これまでに本市を始め、国、県などが実施した当該地区に関係した事業を調査した上で、保存整備や活性化について、民間活力の導入も含めた幅広い検討を行い、屋島全体の総合的、かつ長期的なビジョンとして屋島活性化基本構想（仮称）を策定する。

なお、基本構想の対象範囲は、主には、史跡天然記念物の指定を受けた相引川以北の全半島部とその地先100mまでの海面区域を含む面積約10km²であるが、屋島の周辺域にも及ぶものとする。

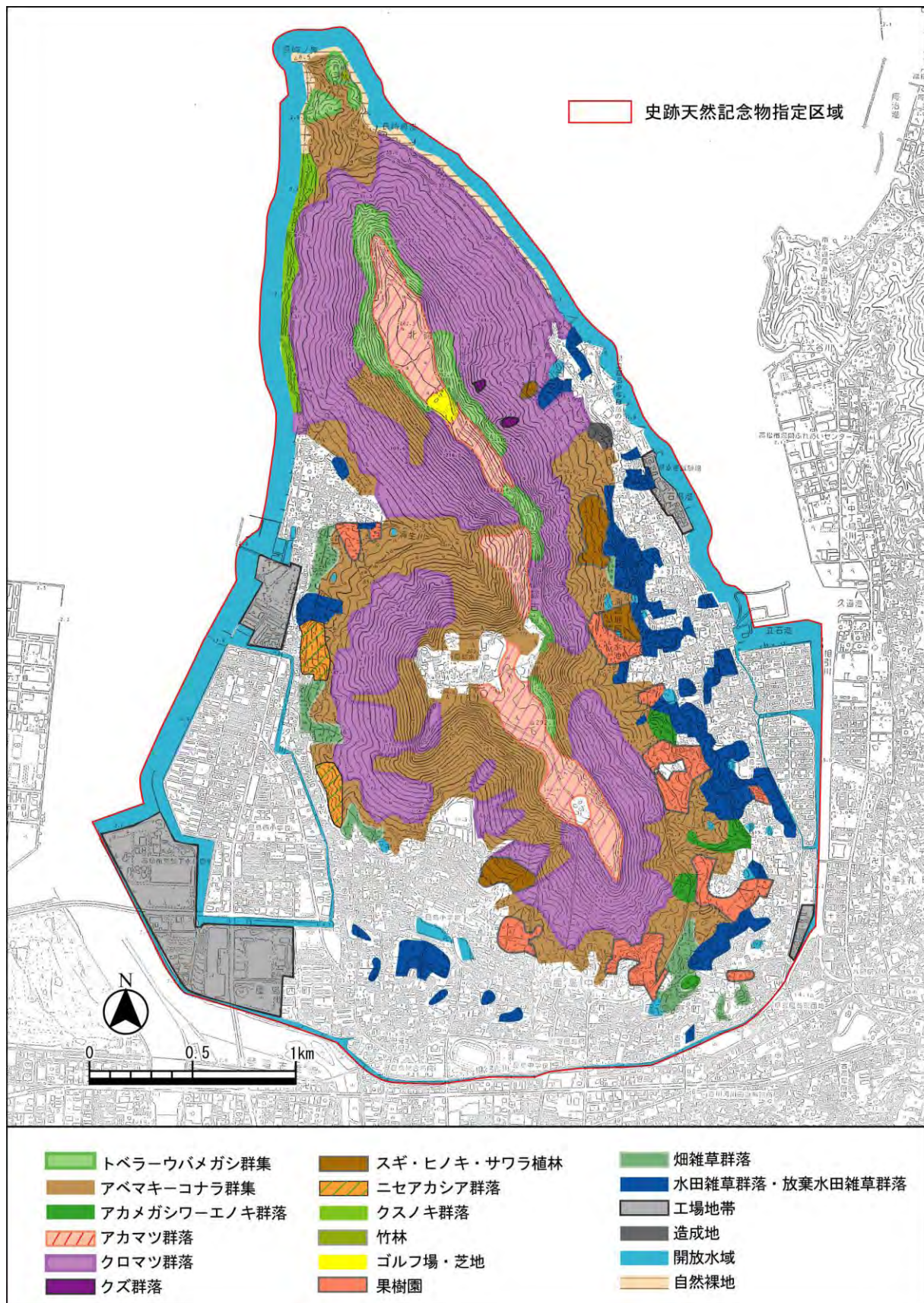


2 屋島の現況

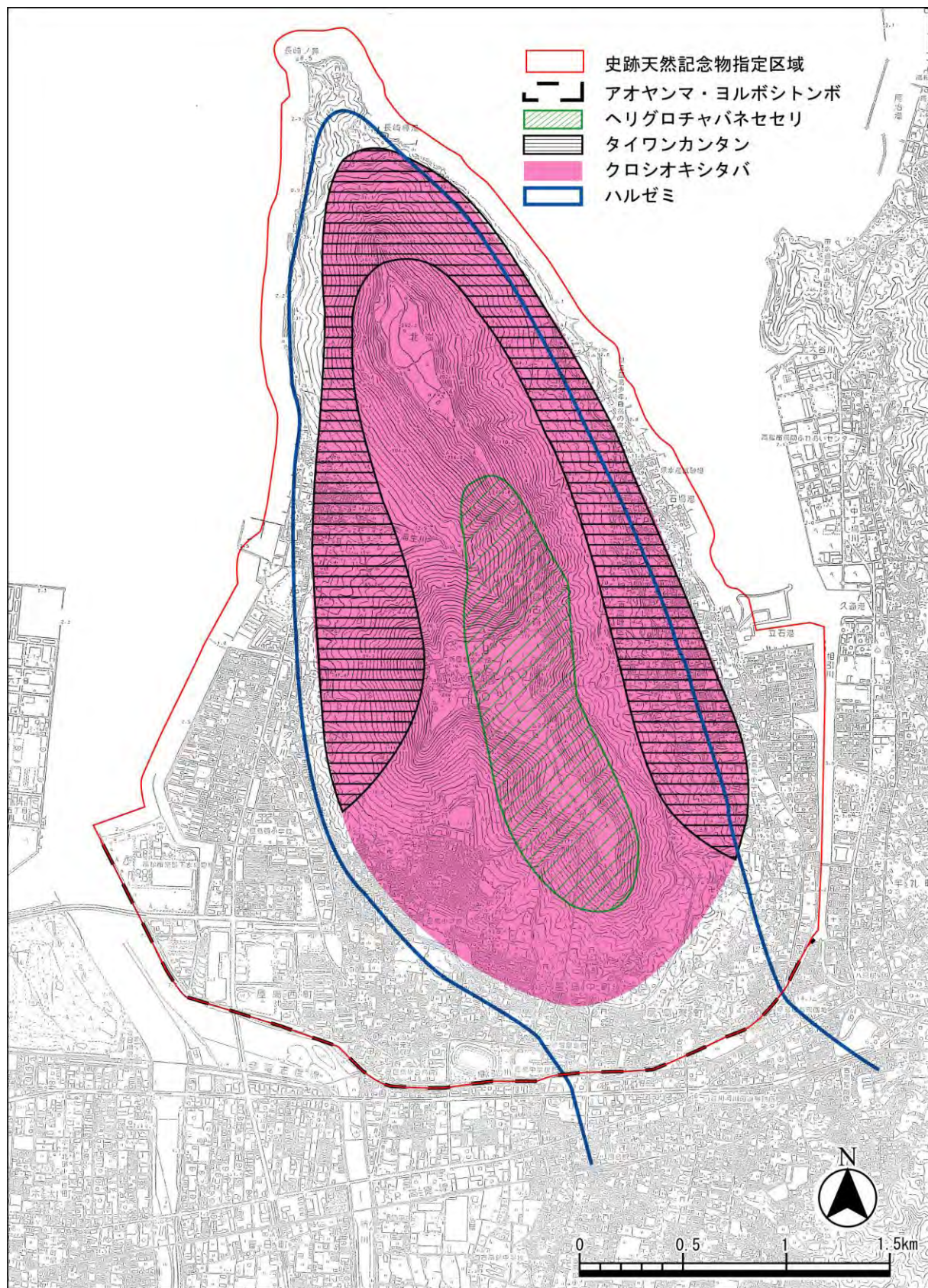
(1) 自然環境

項 目	概 要
地形・地質	・瀬戸内海に突き出た南北に長い、台地状の独立丘。かつては島であった。 ・標高292m(南嶺)、282m(北嶺)、南北幅約5Km、東西幅約2Km。 ・山頂部は平坦、中腹は急峻、山麓は緩傾斜、沿岸は平坦で、メサ地形の標型で溶岩台地よりなる。 ・地質は基盤層が新期領家花崗岩類からなり、この上層に瀬戸内海火山岩類(讃岐層群)の凝灰角礫岩、讃岐岩質安山岩等が、さらにその上層に屋島礫層などが分布。 ・屋島の島としての特徴を表現する主要な要素であるが、近年裾部において道路、住宅等の開発整備により、変貌が進んでいるところがある。
水 系	・概ね南北に走る山頂尾根部が東西方向の分水界を形成。 ・主な河川としては屋島の裾部に相引川や汐入川があり、その他屋島の南嶺と北嶺を分け西へのびる谷部を流れる浦生川と南部住宅地区を貫流する大谷川があげられる。 ・山麓部、特に東麓に数多くの溜池が分布する。 ・屋島の西側、北側、東側は海域。 ・市街地における溜池は近年埋め立てられているところがある。 ・水質汚染がみられる海域がある。
植 生	・全体的にマツ群落が優先しており、屋島全体を緑で覆っている。斜面部分はクロマツ群落が広く分布、山頂平坦部はアカマツ林。 ・ウバメガシ群落は屋島の特徴的な植生である。北嶺の北斜面一帯に原生的なウバメガシ林が優占分布している他、南嶺にも点在している。 ・松くい虫の被害により、マツ群落内にコナラ、クヌギ、クリ、カエデ等の落葉広葉樹も見られる。 ・国有林の松くい虫防除対策等を含む管理は香川森林管理事務所によって行われており、維持保全に努めている。 ・樹木が繁茂している箇所も少なくなく、眺望を妨げているところも所々にみられる。 (P7植生図参照)

項 目	概 要
動 物	・ 哺乳類－小型哺乳類のみで、コウモリ類（主として採石跡の洞窟に生息）、食虫類、野鼠類が確認されている。かつて洞窟（採石跡地）に数多く生息していたコウモリは激減している。 ・ 鳥 類－山間部約75種、水辺・海岸域約70種を確認。 留鳥－ミサゴ、トビ、キジバト、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ等 夏鳥－サシバ、オオルリ、ホトトギス等 冬鳥－シロハラ、ツグミ、ジョウビタキ等 ・ 両生類－アマガエル、アカガエル等7種を確認。 ・ 爬虫類－ニホンヤモリ、ニホントカゲ等10種を確認。 ・ 昆 虫－豊富で各目合計353種を確認。 アオヤンマ、ヨツボシトンボ、タイワンカンタン、クロシオキシタバ、ハルゼミは貴重種 (P8貴重な動物分布図参照)
景 観	・ 瀬戸内海の多島美が眺められる展望地。 ・ 瀬戸内海に突き出した山頂部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的景観となっている。 ・ 屋島の代表的景観。 北部海岸一帯・・・・・・・・砂浜や磯、露岩の急崖等自然性の高い海岸景観 浦生集落一帯・・・・・・・・緩傾斜面に漁港を中心に密集する歴史的集落景観 屋島東町山麓・・・・・・・・緩傾斜面に田畑、果樹園、溜池が広がり、農地の間に民家が散在する田園集落景観 屋島西町塩田埋立地・・計画的に開発された中高層住宅、公園、道路、都市施設等からなるニュータウン景観 屋島東町塩田埋立地・・低層住宅の整然と立ち並ぶ住宅地景観 南・西部斜面・・・・・・・・斜面住宅景観、神社等のある歴史文化的景観 南部低地・・・・・・・・農地、住宅地、都市施設等の混在した景観 山頂平坦部・・・・・・・・屋島寺、土産物屋など立地する文化観光地的景観 山頂周辺斜面・・・・・・・・豊かな樹林に覆われ、屋島を代表する自然景観 ・ 屋島裾部の平坦地等においては数多くの住宅や大規模構造物等が分布し、屋島の南裾部では景観が変わりつつある。 ※高松市では、美しいまちづくりの指針となる都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、「高松市美しいまちづくり条例」を平成21年12月に制定し、市の景観施策の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を平成23年3月に策定。この基本計画に掲げる目標や方針の実現のため、平成24年1月に策定した、景観法に基づく景観計画を踏まえ、景観形成に大きな影響を及ぼす建築物等に対する規制・誘導に組織むほか、平成24年度は、都市空間を構成する重要な要素となる屋外広告物の規制・誘導内容を見直し、良好な景観の保全・形成・創出を図るなど、地域に即した景観形成の実現を目指している。



第6回・第7回官公庁自然環境保全調査(平成12年)を一部修正
植生図



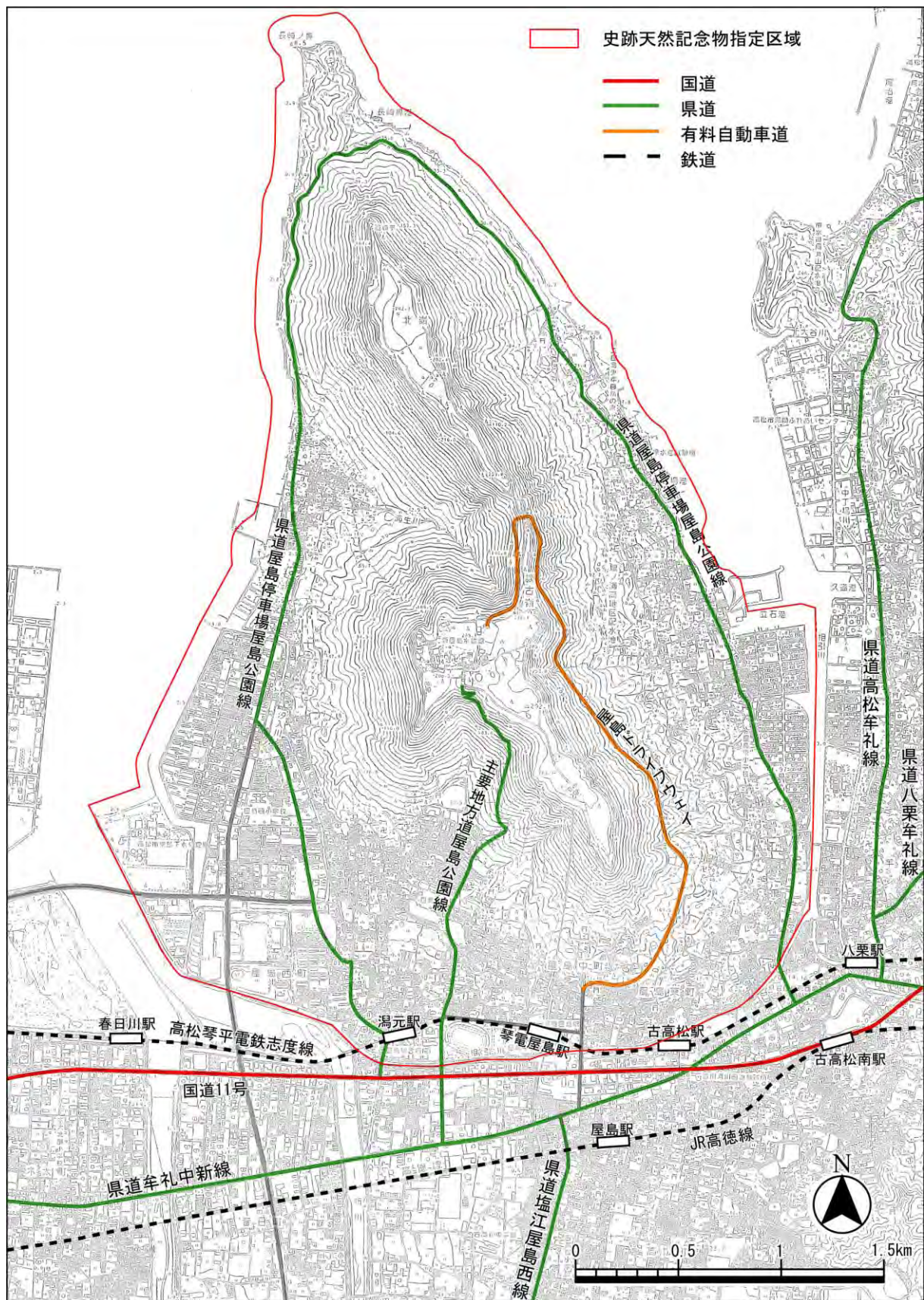
第2回環境庁自然環境保全基礎調査(昭和57年)一部修正

貴重な動物分布図

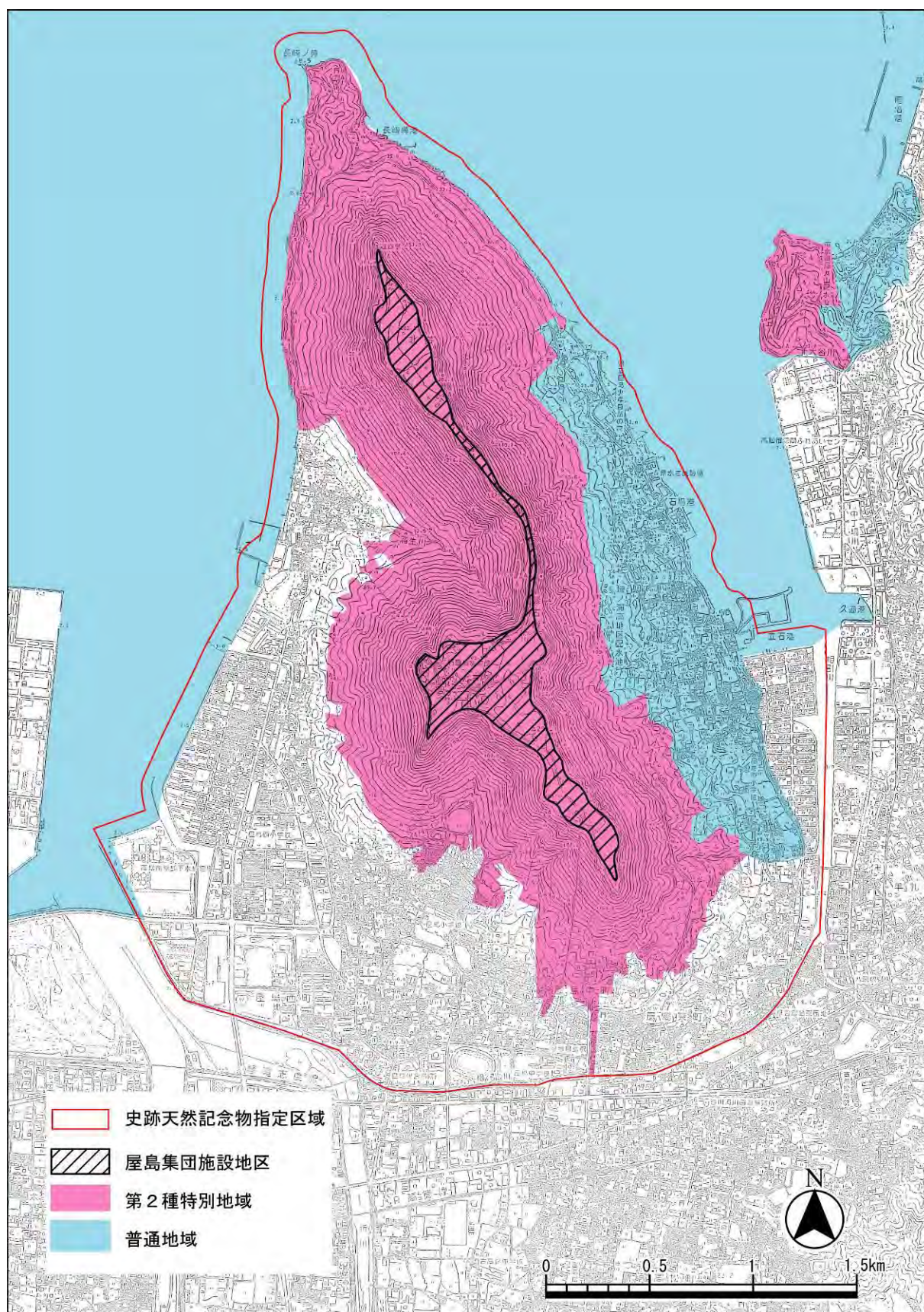
(2) 社会環境

項 目	概 要
土地利用	<現況土地利用> ・屋島の中央部に山頂の平坦地があり、それを山麓斜面や平坦地がとり囲み、さらに水面（海、河川）がとり囲むという環状の地形が、概ね土地利用を規定している。 ・斜面地は概ね樹林地（一部畑地、果樹園等）となっているが、他の地区の土地利用は多岐にわたる。 山頂平坦部・・・屋島寺とそれに関連する宗教施設、商店や観光レクリエーション施設が分布 山麓部・・・・・・大半が農地、溜池、宅地他 南部には社寺等宗教施設や商業施設が分布 沿岸平坦部・・・東西の塩田跡地を主として住宅地、供給処理施設、業務施設、商業施設等が分布 南部相引川周辺は文教、業務、商業、住宅、公園等が混在 海岸部・・・・・・港湾、漁港が分布 <土地利用の変遷> ・古くからの集落地、斜面地ではさほど改変はない。 ・山麓平坦部での変化が著しい。 ・特に塩田跡地は塩田の廃止や市街化区域の線引（昭和46年）が重なったため土地区画整理事業等により宅地化が推進された。 ・一部山麓部の農地の宅地化も進む。 ・海岸部においては浦生漁港、石場港、立石港付近において埋立がなされ（昭和30年代）、海岸線が変化している。
道路・交通	・屋島内の道路は県道、市道、有料道路（屋島ドライブウェイ）などの車両通行可能道路および歩行者道路からなる。 ・地形条件からも車両通行可能道路は主に山麓部、平坦地に集まる。 ・古くからの集落を通る道路は狭隘である。 ・歴史的な道路である遍路道がある。 ・山麓から山頂に至る車道は唯一有料道路のみである。 ・北嶺山頂から長崎ノ鼻に至る歩道は、県が整備を行った。 ・山頂に至る動線としてケーブル（屋島登山鉄道）があったが、平成16年に閉鎖された。 ・屋島南端を東西に鉄軌道である高松琴平電鉄志度線が東西に走っている。 (P11道路交通網図参照)
人口・世帯数	・屋島地域の人口は21,355人（市の約5%）、世帯数は9,244世帯（市の約5%）となっている。（平成23年10月1日現在） ・南部平坦地部は人口集中地区となっている。

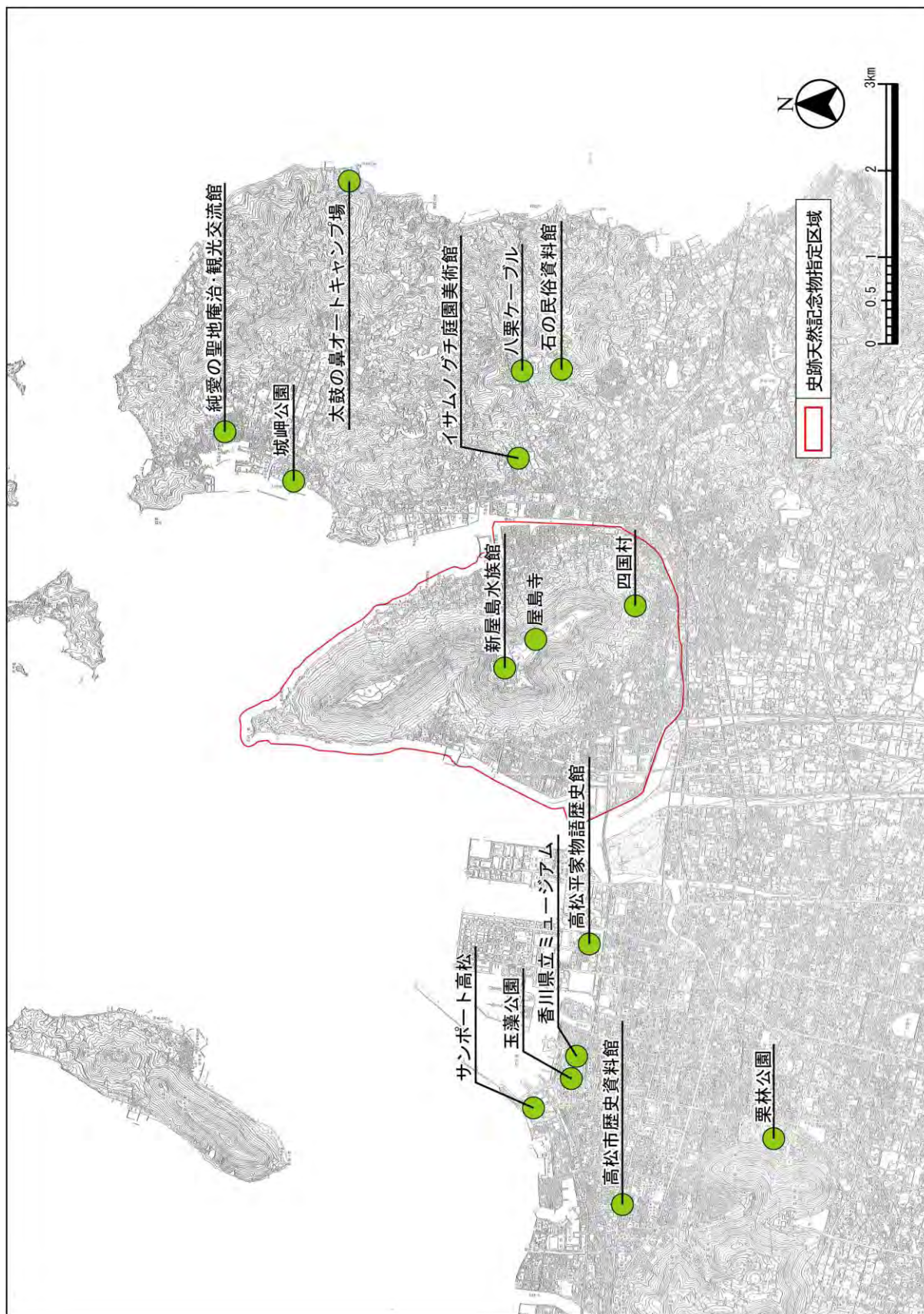
項 目	概 要
産 業	・屋島はかつて農業、漁業、商業の他、塩業、採石業、窯業などもみられ、産業の場として利用された。 ・しかし、採石業の廃止に続き、戦後には塩田も廃止となり、都市化が進むにつれ、農業の兼業化、漁業の養殖化等が進んだ。 ・一方、明治中頃から観光産業が興り、その後、屋島は高松市を代表する観光地となった。しかし、昭和63年(1988)の瀬戸大橋開通時200万人を超えた観光客は、近年は約60万人となっている。
観光レクリエーション	・屋島は栗林公園とともに高松市を代表する観光地である。 ・主たる観光施設として屋島寺、眺望（屋島三大景～獅子の霊巖、談古嶺、遊鶴亭）、新屋島水族館、四国民家博物館（四国村）がある。源平合戦古戦場などの名所、旧跡がある。 ・屋島寺は第84番札所として、多くの人の参拝がある。 ・屋島寺周辺を含む屋島山頂の平坦地は、瀬戸内海国立公園の集団施設地区となっている。 ・一般的観光形態は、屋島ドライブウェイ(有料道路)を利用し、山上を訪れ、屋島寺参拝、眺望を楽しむという立寄り型である。 ・屋島でのイベントとしては、ウォーキング等自然を活かした事業等が行われている。 ・屋島の周辺には栗林公園、玉藻公園(史跡高松城跡)といった数多くの来訪者のある観光施設がある。 (P12瀬戸内海国立公園、P13屋島および周辺主要観光施設位置図参照)
公共施設	・屋島は市街地にあり、2万人余の居住者を有するため、都市基盤施設としての公共施設が数多く分布する。 ・公共施設としては、小・中学校、幼稚園、保育所、コミュニティセンター、公園、陸上競技場、下水処理施設、港湾施設、公営住宅等があげられる。
民間施設	・屋島には住宅以外にも様々の民間施設が分布している。 ・主たる民間施設は、観光レクリエーション施設、商業施設（宿泊、飲食、土産物他）、業務施設、福利厚生施設、工場等である。 ・その他屋島には数多く宗教施設が分布する。 (P14屋島山上廃屋施設の状況参照)
土地所有	・屋島は斜面地等の樹林地が概ね国有地で、他は大半が民有地となっている。 ・南嶺山頂の平坦地は概ね民有地（屋島寺他） ・北嶺山頂の平坦地は国有地（環境省） ・斜面地は概ね国有地（林野庁） ・山麓の緩斜面地は概ね民有地 ・埋立地等平坦地は大半が民有地（一部市有地他） ・海域は国有地
法規制	・屋島には様々な法的規制がかかっている。（P15屋島に係る法規制一覧参照）



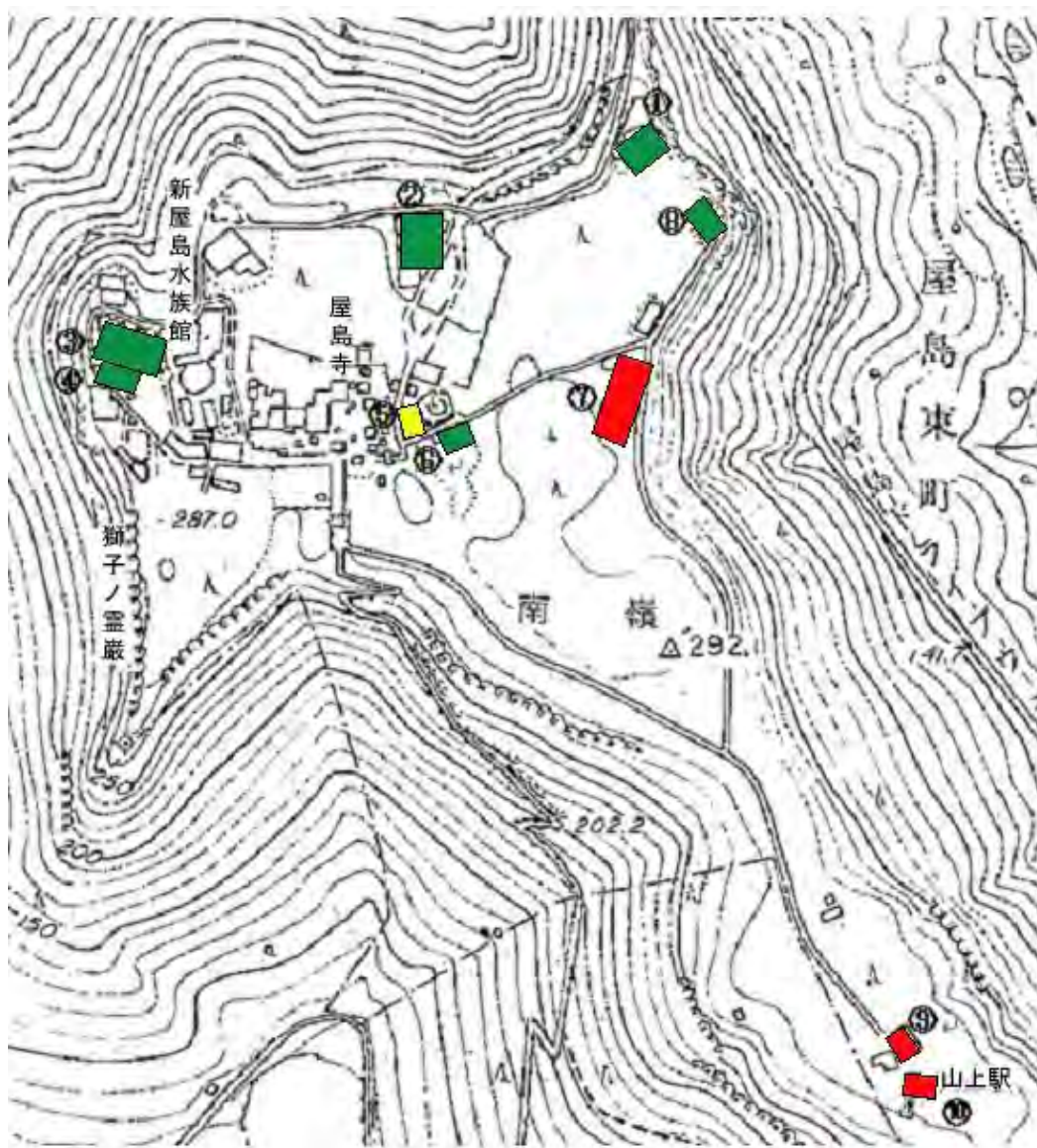
道路交通網図



瀬戸内海国立公園



屋島および周辺主要観光施設位置図



屋島山上廃屋施設の状況

番号	区分	施設名	備考	番号	区分	施設名	備考
1	緑	ホテル源平	H22.4 撤去完了	6	緑	与八茶屋	H21.11 撤去完了
2	緑	屋島レストセンターYC（うどんの館を含む。）	H23.6 撤去完了	7	赤	ホテル甚五郎	
3	緑	屋島館	H23.9 撤去完了	8	緑	檀ノ浦旅館	H22.7 撤去完了
4	緑	松観荘	H23.9 撤去完了	9	赤	宮地商店	
5	黄	血の池茶屋	現在一部はボランティアガイド詰所として利用中	10	赤	山上駅	

緑	撤去済み建物	赤	廃屋	黄	現在一部廃屋・一部利用中の建物
---	--------	---	----	---	-----------------

（平成 23 年 10 月 1 日現在 高松市観光振興課調べ）

屋島に係る法規制一覧

法 律	規 制 区 域	指 定 状 況
文化財保護法	史跡天然記念物指定地 周知の埋蔵文化財包蔵地	史跡天然記念物指定地 1ヶ所 埋蔵文化財包蔵地 21ヶ所
都市計画法	都市計画区域 地域地区(用途地域、特定用途制限地域)	山麓平坦部は用途地域、山上および斜面地部分は特定用途制限地域
都市計画法 建築基準法	用途地域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準工業地域
国土利用計画法		5,000 m ² 以上の土地取引
自然公園法	国立公園	・保護計画：特別地域、普通地域 ・利用計画：集団施設地区、単独施設（園地、車道、歩道など）
農地法	農地・採草放牧地	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	用途地域および国有林を除外した区域
国有林野の管理経営に関する法律	国有林	林班 25・26・27、面積 366.07ha
森林法	保安林(土砂流出防備、風致、保健) 地域森林計画対象民有林	404.86ha(国有林 357.79ha、民有林 47.07ha) 面積 103.87ha
道路法	道路区域・沿道区域・道路予定地	
砂防法	砂防指定地	浦生川(屋島西町丸山 3.33ha)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	屋島西町(浦生・浜畠・飛石) (3.01ha、延長 724.0m)
河川法	河川区域・河川予定地	相引川(2級河川)
海岸法	海岸保全区域	浦生、渦元・浜北、石場、屋島西、立石港、浦生漁港
公有水面埋立法	公有水面	
港湾法	港湾区域・港湾隣接区域	立石港、石場港、長崎鼻港、高松港
漁港漁場整備法	漁港区域	浦生漁港
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区・銃猟禁止区域	屋島鳥獣保護区(県設) 面積 818ha 高松屋島銃猟禁止区域 面積 308ha

(3) 歴史的環境と文化財

①屋島の歴史年表（『 』は出典）

西暦	年号	できごと
	弥生時代	屋島山上、南嶺、北嶺において集落が出現する。
		「豊玉姫命浦生の地に來たり、盧茲草葺不合尊を生み給ふ。豊玉姫命八尋の参殿を造らせ給ひしかば島の名を八尋島と云ふ。後世に至り山容家の形に似たる故を以て屋島と云へり」『香川縣神社誌』ほか
	古墳時代前期	浜北1号墳が築造される。
	古墳時代中期	屋島長崎鼻古墳が築造される。石棺は阿蘇より運び込まれた。5世紀初頭の古墳と推定できる。
	古墳時代後期	屋島中央西古墳、同東古墳等の横穴式石室墳が屋島南麓地帯に築かれる。
	古墳時代後期？	鵜羽神社境内より製塩土器が出土する。
667	(天智6)	屋嶋城が築城される。「是の月(11月)、倭國の高安城、讃吉國の山田郡の屋嶋城、對馬國の金田城を築く」『日本書紀』
754	天平勝宝6	鑑真、屋島寺を開基し、屋島北嶺の地に堂宇を構えたと伝えられる。『屋島寺龍巖勸進帳』 鑑真の弟子空鉢恵雲律師先師の靈跡に堂宇僧坊を構え初代住持となる。『唐招提寺千歳録』
810	弘仁元	空海、北嶺の堂宇を南嶺の地に遷して真言密教の道場とする。『屋島寺龍巖勸進帳』
	平安時代中期	屋島寺本尊である木造千手観音坐像がつくられる。
859	貞観元	豊前宇佐八幡宮より山城石清水八幡宮への神霊遷座のとき檀の浦に一時滞留した跡を、大宮八幡神社とする。後、現在地に移転。『香川縣神社誌』
937	承平7	屋島南麓に大宮八幡神社が創建される。『香川縣神社誌』
	10世紀初頭	屋島北嶺に小堂・千間堂が建てられた。
	平安時代後期	大宮八幡神社境内に経塚が構築された。
	平安時代末期頃	屋島寺境内から平安時代末期頃の瓦が出土する。この頃、屋島寺が北嶺から南嶺の現在地に移転されたものと推定される。
1183	寿永2	平氏、屋島東麓に内裏と陣屋を構える。『平家物語』等
1184	寿永3	讃岐の在庁官人藤太夫資光等14名、源氏方に属する。『吾妻鏡』
1185	文治元	屋島檀ノ浦において、源平合戦が行われる。『平家物語』等 継信最後、扇の的、弓流し、鋌引
1223	貞応2	屋島寺梵鐘が鑄造される。『梵鐘銘文』
	鎌倉時代末期	屋島寺本堂が建立される。『重要文化財屋島寺本堂修理工事報告書』
1335	建武2	屋島南麓の喜岡城主高松頼重、細川定禅と戦い敗れる。頼重「矢嶋ノ麓ニ打寄テ國中ノ勢ヲ催」。『太平記』
1389	康応元	「讃岐国にもなりぬ やつま(家妻)という島わあり 此しまは人の家のつまむきに似たるゆへにいふとなり」『鹿苑院殿巖島諸記』
1391	明德2	『西大寺末寺帳』に屋島寺の名。「屋島普賢寺」
	室町中期	世阿弥(1363～1443)の謡曲「屋島」の成立。
1445	文安2	『兵庫北関入船納帳』に方本の地名がみえる。塩の積出しが顕著(十河氏の直轄地か?)

西暦	年号	できごと
1524	大永 4	屋島寺梵鐘、一時金倉寺(善通寺市)に移される。『梵鐘銘文』
1565	永禄 8	『さぬきの道者一円日記』に「かた本ノ里、八嶋寺、にしかたもと」とある
1584	天正12	十河存保、長宗我部軍に攻められ十河城を捨て、屋島を経て京に逃亡する。『南海通記』
1585	天正13	宇喜多秀家・黒田孝高の四国平定の軍、屋島に上陸し、南麓の喜岡城主高松左馬助頼邑を攻撃して敗死させる。『南海通記』
1601	慶長 6	屋島寺高25石を安堵される。『生駒一正安堵状』
1610	慶長15	生駒一正、屋島寺の堂再建を助力する。『生駒一正屋島寺堂建立の覚』
1612	慶長17	屋島寺所蔵の『源平屋島檀浦合戦縁起』奥書に慶長17年とある。 同縁起には赤牛渡等の『平家物語』等にはないエピソードが記載される
1618	元和 4	龍巖上人、屋島寺本堂の解体修理を行う。大部分古材を採用した修理であった。『重要文化財屋島寺本堂修理工事報告書』
1633	寛永10	『讃岐国絵図』に木太西片本、古高松東片本、古高松赤羽崎、古高松浦生と書き込まれている。
1637	寛永14	生駒高俊が西嶋八兵衛に命じ、高松城下の東から屋島までの海岸地帯を造成する。『翁嫗夜話』 「屋島相引に、生駒氏の下知により、堤波を作り塩屋となす」このとき「相引の瀬」が埋め立てられる。『讃岐国大日記』
1642	寛永19	屋島から塩の小物成（付加税）を納める。西片本浜塩51石9斗余、赤場崎塩61石3斗余、屋島浦真綿200匁塩5石6斗余。『小物成帳』
1643	寛永20	初代高松藩主松平頼重によって、遍路道沿いに佐藤継信の碑が建てられる。『岡部拙斎撰文』
寛永年間		古浜（西潟元浜、東潟元浜、赤牛崎浜、屋島浦浜）が築造される。『屋島風土記』
1647	正保 4	松平頼重、陸続きとなった屋島相引の地に相引川を切り開く。『讃岐国大日記』
1648	慶安元	松平頼重、屋島南麓を走る志度街道を大路として改修する。『英公外記』
1653	承応 2	澄禅の『四国遍路日記』によれば、高松城下から屋島までは干潮のときに一里半ばかり、満潮のときには三里である。屋島の麓から寺までは十八町。
1667	寛文 7	松平頼重、松島から潟元までの間に堤防を築いて新田を開く。『英公外記』
万治年間		屋島経塚が発掘される。一切経が発見され再び埋納された。『讃岐国名勝図会』
1684	貞享元	西潟元村の村高71石余。東潟元村の村高107石余。屋島村の村高70石余。『貞享元年高辻帳』
1684～1704 (貞享・元禄年間)		一般民衆の間に四国遍路が盛行し、屋島寺が第84番札所となる。以降、遍路道が整備される。『四国辺路道指南』
1726	享保11	屋島寺への遍路道に丁石が整備される。現在、14基が残る。屋島寺から八栗寺に下る遍路道には享保11年、14年に建てられた9基の丁石がある。『屋島風土記』
1747	延享元	高松藩、檀之浦の新塩浜築造に取りかかる。『穆公外記』

西暦	年号	できごと
1753	宝暦 3	屋島西岸に塩田を築くことが農民より藩に要望された。五代藩主頼恭の命によって、工事が開始される。藩側の工事担当は木村亘。工事の遂行者は梶原景弼。『松平家歴世年譜』
1755	宝暦 5	屋島西岸に亥浜塩田が開かれる。『高松藩記』
1756	宝暦 6	亥浜塩田の南側に子浜塩田が開かれる。『屋島風土記』 梶原景弼、塩竈神社を創祀する。『讃岐国名勝図会』
1805	文化 2	初代三谷林叟、屋島に移り窯を設ける。『香川県立ミュージアム解説シート 陶工たちの幕末・明治』
1808	文化 5	伊能忠敬、屋島沿岸を測量する。『海岸測量日記』
1815	文化12	8代高松藩主松平頼儀、屋島南麓に屋島東照宮を建立する。『高松藩記』
1834	天保 5	亥の浜の北側に渦元新浜塩田が開かれる。『屋島風土記』
1835	天保 6	屋島東岸に檀之浦浜（柏納屋浜）塩田が開かれる。『屋島風土記』
1838	天保 9	西渦元村の戸数433戸、人口1,798人。東渦元村の戸数133戸、人口492人。 屋島村の戸数182戸、人口969人。『御巡見一条万覚書』
1858	安政 5	渦元村（東渦元村、西渦元村）507石余。屋島村の村高116石余。『安政 5 年 高辻帳』
1863	文久 3	藤川三溪、藩命により屋島長崎鼻に砲台を築く。
江戸時代後期		『東讃郡村免名録』によれば、屋島は「西渦元村、東渦元村、屋島村」に分かれていた。
1872	明治 5	全国区画編成法により屋島は、東渦元村と西渦元村が一つの区に、屋島村が 新田村と古高松村とともに一つの区にそれぞれ編成された。
1872	明治 5	亥の浜、子の浜の西側に屋島浜塩田が開かれる。
1874	明治 7	東渦元村、西渦元村、屋島村は、新田村、古高松村、庵治浜村、庵治陸村と ともに山田郡の第16大区内の第 5 小区となる。
1875	明治 8	冠嶽神社、屋島神社と正式に名のる。
1887	明治20	渦元の塩田所有者、十州塩田組合を脱退して採塩事業を強行し、休浜反対運 動を展開する。
1890	明治23	西渦元村・東渦元村・屋島村の三箇村が合併して渦元村となる。
1893	明治26	志度街道が県道浜道線となる。
1897	明治30	屋島東岸、檀之浦浜の北側に立石浜塩田が開かれる。屋島における最後の塩 田。 村雨尼により屋島東側の展望台が談古嶺と名付けられる。
1903	明治36	皇太子殿下(後の大正天皇)、屋島山上を訪れる。
1908	明治41	皇太子殿下屋島登山記念の運動場が山上に完成する。
1911	明治44	高松・志度間に東讃電気軌道が開通して西渦元駅と屋島駅が設けられる。
1918	大正 7	渦元・木太塩田で労働争議が起き、高松市での米騒動の引き金となる。
1920	大正 9	屋島が香川県立国定公園に指定される。 渦元村が、屋島村に改称される。 県道浜道線が国道22号に格上げされる。
1922	大正11	屋島山上北嶺を巡る回遊路が完成する。 皇太子殿下(後の昭和天皇)、屋島山上を訪れる。

西暦	年号	できごと
1923	大正12	良子女王殿下（香淳皇后）、屋島山上を訪れる。屋島北端を遊鶴亭と名付けられる。 獅子之霊巖、談古嶺とともに屋島の三大展望台。
1925	大正14	高松・志度間に鉄道が開通して、屋島駅が設けられる。
1929	昭和 4	屋島ケーブルが開業する。
1931	昭和 6	佐藤継信の墓（牟礼町牟礼）、射落島を継信三十世の子孫佐藤信古が整備する。
1933	昭和 8	屋島村が屋島町となる。
1934	昭和 9	屋島が瀬戸内海国立公園に指定される。 屋島が史跡及び天然記念物に指定される。
1935	昭和10	屋島山麓を回る一周道路が開通する。
1936	昭和11	屋島登山道および山上南嶺を巡る回遊道路の舗装工事が完成する。
1939	昭和14	国道22号高松・牟礼間のコンクリート舗装が完了し、別名「観光道路」と呼ばれる。
1940	昭和15	屋島町が高松市に編入される。
1943	昭和18	戦争の激化に伴い、屋島ケーブルが閉鎖される。
1945	昭和20	4月頃、屋島に秘匿飛行場が設置された。 高松空襲による罹災者のほか、海外引き揚げ者、復員者等により屋島地区の人口が一時的に急増する。 屋島沖で小豆島定期航路女神丸が米戦闘機から機銃掃射を受け、多くの死傷者を出す。女神丸事件。
1949	昭和24	英国の詩人エドモンド・ブランデン「屋島を訪ねて」を作る。
1950	昭和25	戦争によって閉鎖されていた屋島ケーブルが営業運転を再開する。
1951	昭和26	屋島塩業協同組合が設立される。
1952	昭和27	国道22号が国道11号に名称変更される。
1953	昭和28	屋島西町に屋島塩業協同組合による真空式製塩工場が完成する。 屋島陸上競技場が完成し、第8回国民体育大会開会式が行われる。
1954	昭和29	屋島山上へ水道送水が行われ、山上地区の水不足が解消する。
1955	昭和30	屋島寺所蔵の木造千手観音坐像が国の重要文化財に指定される。 屋島寺本堂が国の重要文化財に指定される。
1957	昭和32	屋島塩業協同組合の湧元新浜・亥浜・子浜・屋島浜の各塩田が流下式塩田への転換を終える。
1960	昭和35	屋島塩業協同組合の製塩業が採かん過程のみに縮小される。
1961	昭和36	屋島ドライブウェイが開通する。
1963	昭和38	屋島東町に瀬戸内海栽培漁業センター屋島事業場が完成する。
1967	昭和42	屋島寺所蔵の梵鐘が国の重要文化財に指定される。
1969	昭和44	屋島山上水族館が開館する。
1970	昭和45	香川県水産試験場が屋島東町に移る。
1971	昭和46	塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法が公布され、屋島東西沿岸の塩田は全て廃止される。 屋島東町に香川県水産試験場が完成する。 香川県中央都市計画区域が定められ、屋島地区でも市街化区域および市街化調整区域の線引きが行われる。

西暦	年号	できごと
1972	昭和47	屋島に過去最高の246万人もの観光客が訪れ、観光の黄金期を迎える。
1973	昭和48	屋島中町の屋島神社社殿が全焼する。
1973～1981 (昭和48～56)		屋島西町の廃止塩田跡地に土地区画整理事業が実施される。 (このころから屋島山麓部の市街化と人口増加が進む。)
1975	昭和50	屋島東町に屋島少年自然の家が開館する。
1976	昭和51	香川県が史跡天然記念物屋島保存管理計画を策定する。 屋島南麓に財団法人四国民家博物館が開館する。
1982	昭和57	屋島東町に屋島東小学校が開校する。 屋島西町に東部下水処理場が完成する。 屋島西町に都市計画道路高松海岸線が開通する。
1983	昭和58	屋島西町に屋島西小学校が開校する。
1985	昭和60	源平フェスティバル（源平合戦八〇〇年祭）が開催される。
1986	昭和61	屋島西町に都市計画道路屋島東山崎線が開通する。
1993	平成5	高松テルサ開館。
1998	平成10	屋島南嶺において、民間研究者が屋嶋城跡の石垣を確認する。
2000	平成12	屋島北嶺において、千間堂跡の仏堂跡を確認する。
2002	平成14	屋島南嶺において、高松市教育委員会が屋嶋城跡の城門遺構を確認する。
2004	平成16	屋島ケーブルが休止される。 高松市が史跡天然記念物屋島保存管理計画を改訂する。
2005	平成17	屋島ケーブルが廃止される。
2006	平成18	新屋島水族館がリニューアルオープンする。 屋島山上シャトルバスの運行を開始する。
2008	平成20	J R屋島駅に観光案内スペースを設置する。
2011	平成23	屋島会議が発足する。

②屋島の文化財

(ア) 文化財指定状況

屋島は文化財として史跡及び天然記念物の指定を受けているが、その状況は以下のとおりである。

名称	屋島
所在地	高松市屋島西町、屋島東町、屋島中町、高松町
指定	国指定 史跡及び天然記念物
指定日	昭和9年11月10日(文部省告示第275号)
指定地域	相引川以北の全半島部とその地先の100mまでの海面区域を含む面積約10km ²
説明	瀬戸内海火山脈ノ特有熔岩トシテ知ラレ世界的ニ稀有ナル古銅輝石安山岩ヨリ成レル南北ニ長キ熔岩臺地ニシテ遠望屋根状ヲ成シ山容雄偉ナリ頂上ハ平夷ナレドモ四周絶壁ヲ繞ラシ地形上「メサ」ノ標式的ナルモノトシテ其ノ名ヲ知ラル又頂上近キ處ニ露出スル通称「畳石」ハ板状節理ノ最モ美ナルモノトシテ著名ナリ山上ニ立チテ眼ヲ放テバ西方水邊ニ近ク高松市ノ城櫓家屋ヲ望ミ海上ニハ大小ノ島嶼浮ベルヲ見ル其ノ一帯ノ地ハ史蹟ニ富ミ天智天皇6年外寇防備ノ為メニ築カレタル山城ノ一ナリ又唐僧鑑真ノ創建ト傳フル屋島寺アリ壽永3年平宗盛等安徳天皇ヲ奉ジテ此ニ據リ源平2氏ノ接戦セシ所ニシテ古戦場トシテ世ニ知ラル
指定理由	保存要目史蹟ノ部第1、第2及第4並ニ天然記念物中地質礦物ノ部第1及第8ニ依ル
保存要件	公益上必要己ムヲ得サル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス
管理団体	高松市(昭和9年12月21日)

(イ) 史跡天然記念物屋島保存管理計画書

＜目的＞

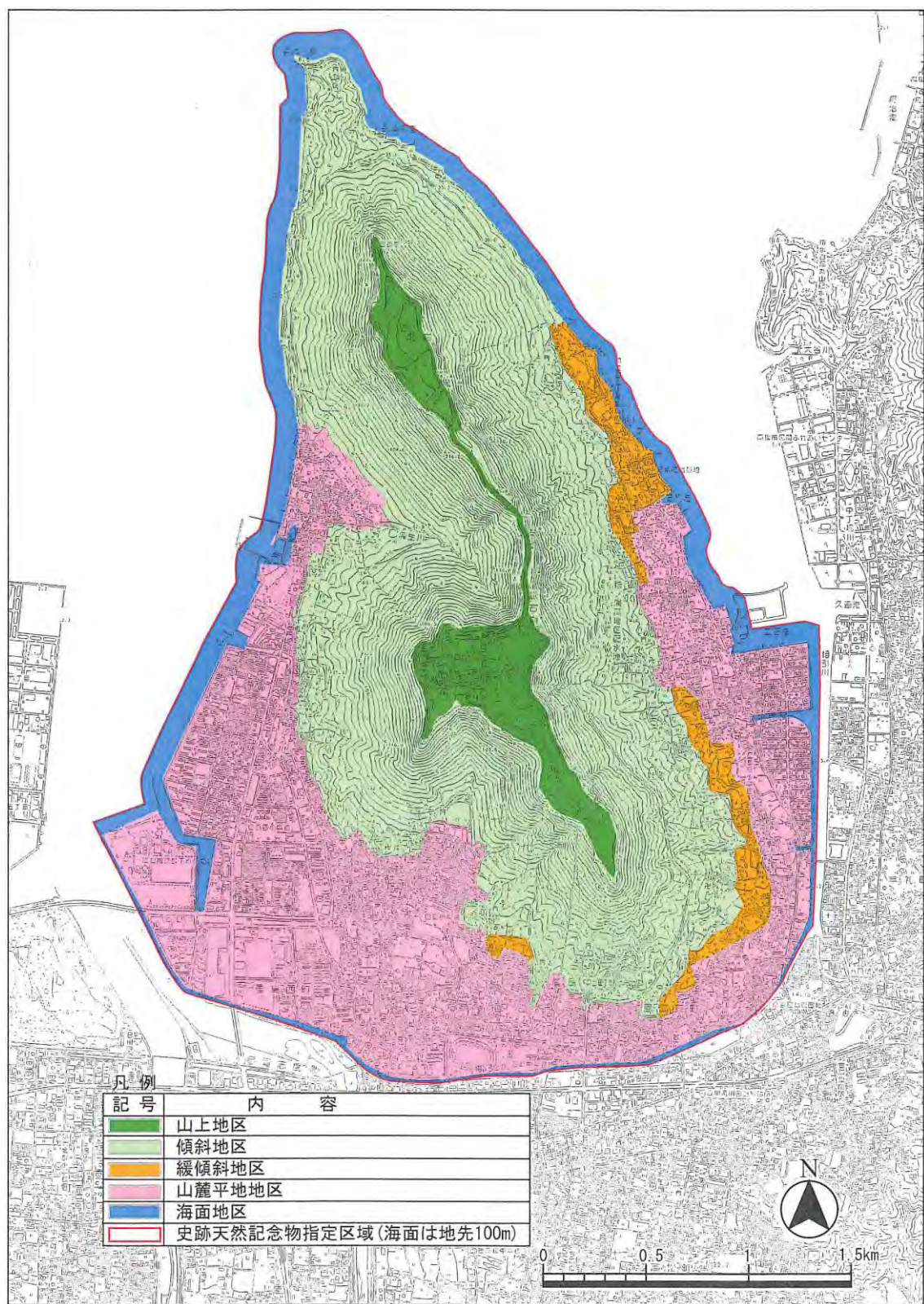
本計画は、昭和 51 年 3 月に香川県教育委員会により策定されたが、その目的は文化財保護上から今後の屋島のあるべき姿を想定し、適正な保存管理を行うための基準を定めるものである。
なお、本計画は、平成 16 年に一部見直され、同年 5 月 17 日から適用されている。

＜史跡天然記念物屋島の保存管理基準＞

関係法令による規制のほか、次のように保存管理基準を定める。

都市計画 区 分		特 定 用 途 制 限 地 域（環 境 保 全 地 域）			用 途 地 域		個 別 考 慮 項 目
地区区分 項目		山 上 地 区	傾 斜 地 区	緩 傾 斜 地 区	山 麓 平 地 地 区	海 面 地 区	次に掲げるものは、この管理基準を参考にして個別に考慮する。 1 公共事業等 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)等による文化財関係事業 (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による園地整備事業 (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止事業 (4) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防設備事業 (5) 森林法(昭和26年法律第249号)による治山治水事業 (6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等による災害復旧事業 (7) 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)による学校施設整備事業 (8) 前各号に掲げるもののほか、必要かつ最小限度と認められる公共事業等 2 公共事業等以外 (1) 瀬戸内海国立公園(香川県地域)公園計画(平成11年2月2日環境庁告示第4号)の屋島集団施設地区(同告示及び同日告示第6号)利用計画該当事業 (2) 傾斜地区における建築物等の増改築および建て替え等のための新築または従前の既存宅地への新築等 (3) 道路, 駐車場等の建設等
地区の 現 況		屋島の山頂地で南嶺と北嶺に分かれ、回遊道路, 展望台等が設置されている。南嶺には屋島寺, 旅館, 売店, 駐車場等があり, 北嶺には休憩所等がある。 (土地所有＝環境省, 屋島寺, 個人等)	山上地区を取り囲む山林を主とする斜面地で大部分が国有林であるが, 低標高区域には民有林のほか畑, 果樹園等の農地と多数の溜池がある。建築物は, 数箇所に社寺がある以外民家等は少数である。 (土地所有＝農林水産省, 個人等)	主に傾斜地区と山麓平地地区の間の緩斜面地である。樹林はほとんどなく, 大部分が水田や畑, 果樹園等の農地であり, 民家が散在する。 (土地所有＝個人等)	主に南嶺の山麓を取り巻く地域で民家等密集地区となっており, 学校等の公共施設も点在する。塩田跡地は区画整理され, 住宅, 事業所等が建設されている。 (土地所有＝個人等)	海岸部の地先100メートルまでの海面をいう。北部には, 自然海岸が残っている。	
保存管理 目 標		屋根状のメサ地形を保全し, 文化財, 展望地等の活用を図り, 歴史的, 文化的観光地にふさわしい環境整備に努める。	分布する古墳等文化財の保存を図るとともに, 屋島の緑の骨格を形成する地形, 樹林および農地景観ならびに動物の生息環境の保全育成に努める。	歴史的, 文化的環境の保全を図るとともに, 植栽等に努め背後の緑と一体となった景観形成に努める。	歴史的, 文化的環境の保全と緑化等に十分考慮した景観形成に努める。	屋島の水際線として好ましい自然な姿を生かした修景整備に努め, 海面および自然海岸の保全に努める。	
文化財としての 保存管理基準	地形 変更	認めない	認めない	大幅な地形変更は, 認めない	大幅な地形変更は, 認めない	認めない	
	建築物・その他の 工作物	1 建築物等の新築は原則として認めない。 2 景観保護のため, 適切な植栽等に努める。 3 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 4 仮設物については, 撤去の計画が明らかにされていること。	1 建築物等の新築は原則として認めない。 2 高さは, 10メートル以下とする。 3 景観保護のため, 適切な植栽等に努める。 4 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 5 仮設物については, 撤去の計画が明らかにされていること。	1 高さは, 10メートル以下とする。 2 景観保護のため, 適切な植栽等に努める。 3 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 4 仮設物については, 撤去計画が明らかにされていること。	1 高さは, 第一種低層住居専用地域については10メートル以下とする。第一・二種中高層住居専用地域, 第一・二種住居地域, 準工業地域については20メートル以下とする。 2 屋島東町字檀ノ浦浜および字立石515番地(檀ノ浦塩田跡地)の高さについては第一種低層住居専用地域に準じる。 3 景観保護のため, 適切な植栽等に努める。 4 建築物等の色彩および形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 5 仮設物については, 撤去計画が明らかにされていること。		

(地区区分は P24 史跡及び天然記念物屋島保存管理地区区分図参照)



史跡及び天然記念物屋島保存管理地区区分図

(ウ) 主要な文化財の概要

屋島の主な文化財 (P29 主な文化財分布図参照)

名 称	概 要
屋嶋城跡	・天智天皇 6 年 (667) に築かれた古代山城。 ・平成10年 (1998) に一部の石垣が、また平成14年 (2002) には城門遺構が確認された。 ・現在、保存整備工事が実施されている。
屋島寺	・創建 (754年) は鑑真とされ、その後空海が南嶺に伽藍を移し、真言密教の道場にしたと伝えられる。 ・現在は四国霊場八十八箇所第 8 4 番札所として参詣者が絶えない。 ・創建以来長い歴史をもつ屋島寺には、重要文化財屋島寺本堂、木造千手観音坐像、梵鐘の指定文化財も含め、数多くの寺宝が残されている。 ・平成 2 年 (1990) の宝物館改修に伴う発掘調査では、平安および鎌倉時代に比定される瓦など、寺の歴史を伝える遺物が出土している。また、本堂北側には屋島寺に関連すると思われる土塁状遺構が、仁王門東側には空堀状遺構がある。
遍路道	・四国霊場八十八箇所の札所を巡る遍路道。 ・沿道には今も道標、丁石が残されている。 ・起点の大橋から屋島小学校辺りまでの道は屋島内の主要道として利用されているため往時の面影は殆どとどめていないが、道端に残る道標などでかつての遍路道の面影をわずかに偲ぶことができる。 ・山中には加持水や不喰梨といった、大師にまつわる伝承地をはじめ、石碑や石仏が点在している。 ・屋島寺から八栗寺 (第 8 5 番札所) に至る遍路道は「四国の道」に指定されているが、非常な急坂であり、現在は草木が茂り、通行する人は少ない。
源平合戦古戦場	・源平合戦の戦場跡。 ・佐藤継信、安徳天皇社、菊王丸の墓、赤牛崎、血の池等の伝承地がある。 ・名称標、解説板等が設置されている箇所もあるが、訪れる人は少ない。 ・これらは全て伝承であり、考古学的検証は得られていないが、鎌倉時代に記された『吾妻鏡』には「以讃岐國屋嶋為城郭」、「屋嶋内裏」、「焼失内裏併内府休幕以下舎屋」などの記載があり、今後の各種の調査研究が期待される。

名 称	概 要
メサ地形	・屋島の天然記念物としての指定理由のひとつで屋島の山容を形づくっている。 ・屋島の天然記念物の指定条件として「～頂上ハ平夷ナレドモ四周絶壁ヲ繞ラシ地形上『メサ』ノ標式的ナルモノトシテ其ノ名ヲ知ラル」とあり、卓状岩石による屋島の地形を最も特徴付けている。 ・浸食作用によってできた安山岩の垂直に切り立った崖が山頂の平坦面を取り囲む特徴的な景観を呈している。 ・道路整備等の造成による人工的法面が目立つ所や、住宅等建築物による裾部での地形の改変などが見られる。また、メサ地形の裾部は建物等により隠されている。
眺望点	・史跡天然記念物の指定説明に「山上ニ立チテ眼ヲ放テバ西方水邊ニ近ク高松市ノ城櫓家屋ヲ望ミ海上ニハ大小ノ島嶼浮ベルヲ見ル」とあるように、メサ地形からなる屋島の山頂からの眺望は優れ、名勝的価値を高めている。 ・南嶺西方の獅子の霊巖、東方の談古嶺、北嶺先端の遊鶴亭からはそれぞれ高松市街地・五色台方面、源平古戦場の檀ノ浦一帯、女木島、男木島などの瀬戸内海の多島美を眺望でき、屋島三大展望所となっている。 ・また、北嶺魚見台についても良好な展望所として整備されている。さらに南嶺屋島経塚所在地は南方への、小規模な削平地のある南嶺南西の突出部も南西への絶好の眺望を有している。また、屋島ドライブウェイには数箇所の展望台が整備され、檀ノ浦への眺望点となっている。 ・この他にも整備された展望台が数箇所ある他、山頂部随所の木々の合間から眼下を一望できる。
畳石	・讃岐岩質安山岩の水平方向に発達した板状節理の露頭で、屋島寺へ至る遍路道沿いの南嶺南斜面に位置する。 ・遍路道の改修等により一部削平されているところがある。 ・風化や樹木等の成長により崩落が予測される箇所もある。
長崎鼻古墳	・古墳時代前期末～中期初めの葺石をもつ前方後円墳。 ・阿蘇熔結凝灰岩の石棺が埋納されている。 ・平成8～10年度には確認調査がされたが、今後、本格的な発掘調査や遺構の解明、さらにはその成果を生かした保存のための環境整備が望まれる。
長崎鼻砲台跡	・文久3年(1863)に藤川三溪によって築かれた砲台跡。 ・現在も、下段の強固な石積や、上段の屯所跡に方形の土塁跡が遺存している。 ・解説板、名称標や階段が整備され、釣り客などの姿もよく見られる。 ・砲台を設けられた場所にふさわしく眺望に優れ、女木島、男木島、大島、豊島、小豆島などを一望に望むことができる。
屋島経塚	・石材を積み上げた経塚跡で、日本最大級の規模。 ・江戸時代に積石の下から一切経を確認したと伝えられている。 ・アクセス道は倒木や雑草等で分かりにくく、経塚周辺も雑草等で覆われている。 ・南嶺先端部で良好な展望を有するが、マツの枯木等がそれを妨げている。

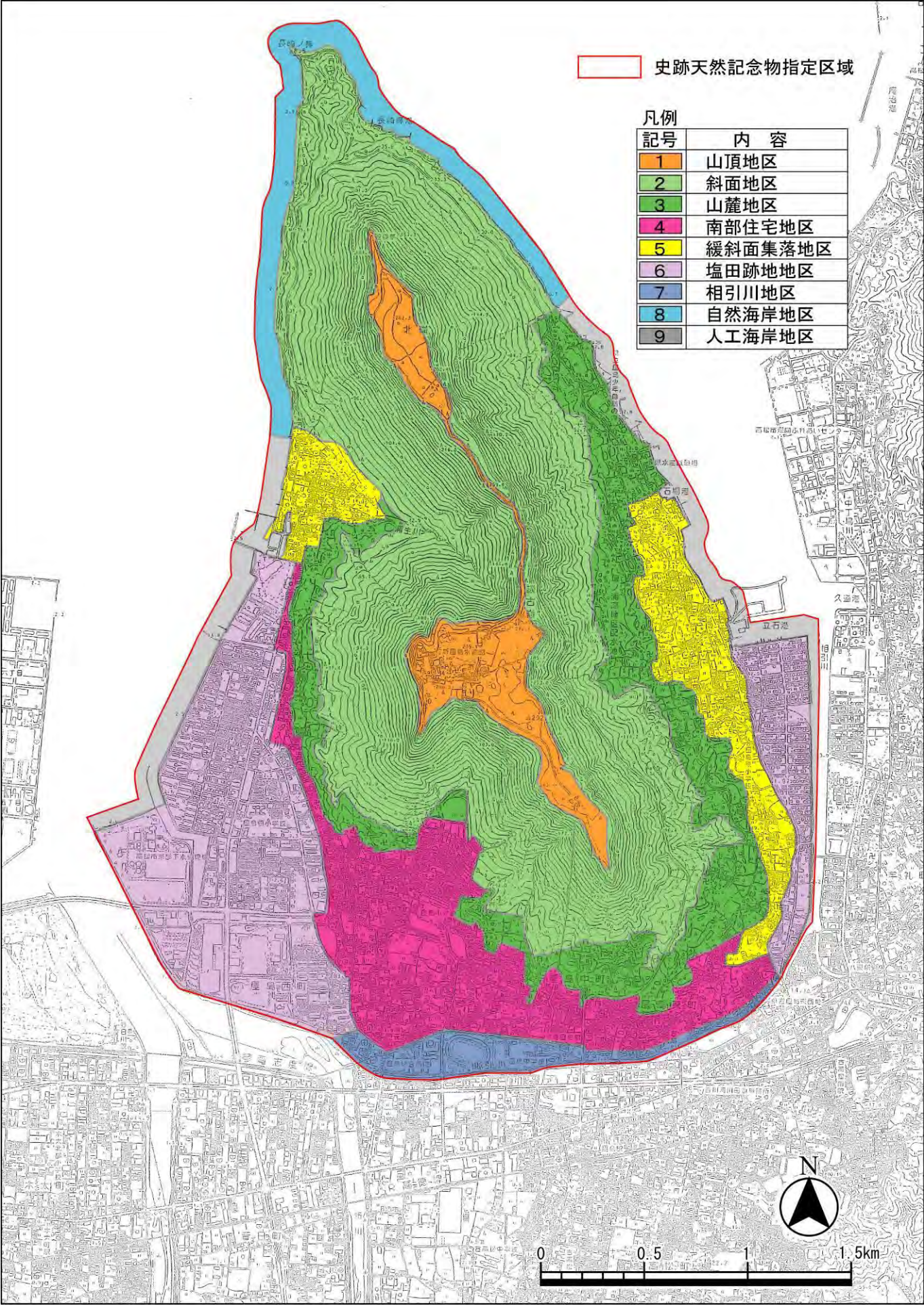
名称	概 要
ウバメガシ林	・ 原生的なウバメガシ(ブナ科)の群落で、北嶺先端部に見られる他、南嶺にも点在している。 ・ 屋島を特徴付ける植生である。
屋島凝灰岩	・ 白色の酸性凝灰岩の堆積物で屋島寺境内にある。 ・ 白色の酸性凝灰岩が見られるのは香川県では他 1 箇所のみで貴重。 ・ 屋島寺ではこの凝灰岩の表面を造形して雪を見立てて作庭し、名所(雪の庭)となっている。 ・ 屋島寺境内の屋島寺宝物館(有料)で利用者は見学できる。
屋島礫層	・ 湖沼性堆積物の細礫層。 ・ 屋島および瀬戸内の地史の変遷を物語る貴重な地層。
鵜羽神社境内遺跡	・ 鵜羽神社域の古墳時代後期師楽式土器の散布地。 ・ 遺跡の広がり等は確認できていないが、海浜部の遺跡として、かつ登山口に位置する遺跡として重要である。
洞窟群 (採石跡)	・ 標高150m前後の地点にある凝灰岩の採石場跡の洞窟。 ・ 北嶺北部に 7 箇所の洞窟、北嶺西部に 1 箇所が確認されており、中には長さ120m以上にわたるものも見られる。 ・ 棲息していたコウモリの種及び生息数は激減している。
浜北古墳群	・ 前方後円墳(1号墳)および円墳からなる。 ・ 全般に墳丘の残りが悪く、1号墳からは土器が出土している。
中筋北古墳	・ 円墳。
屋島中央東古墳	・ 巨石を用いた横穴式石室をもつ古墳といわれているが、住宅地の造成で現在は消滅している。
屋島中央西古墳	・ 巨石を用いた横穴式石室をもつ古墳。 ・ 墳丘は大半が削平され、石室が露出している。
金刀比羅宮社域古墳	・ 径約 8 m の円墳。墳丘は失われ、箱式石棺の一部が露出している。石室石材を転用した祠がある。
東山地古墳	・ 巨石を用いた横穴式石室を持つ古墳。
谷東古墳	・ 横穴式石室をもつ古墳。
湯の谷 1 ～ 3 号墳	・ 墳丘は消滅、盗掘穴と見られるくぼ地で古墳の存在を確認できる程度。
魚見台	・ 北嶺の山頂部。江戸時代、魚群等の発見に使われていた物見台跡。屋島の漁業の歴史を知る上で貴重である。 ・ 現在も良好な眺望を有し、展望所として整備されている。

名称	概 要
屋島神社と参道	・初代藩主松平頼重が東照宮の神霊を奉納したのに始まり、8代藩主松平頼儀によって当地に移された。12年の歳月をかけて文化12年(1815)に完成した。 ・昭和48年(1973)の失火で本殿・拝殿が全焼し、唐門等が往時の姿をとどめている。 ・屋島神社からは直線状の参道が相引川を越えて南方に延びている。
テラス状平坦地	・南嶺山頂、平坦面の北側斜面にあたる幅約2m、延長約100mの帯状地形。
千間堂跡	・北嶺山頂に伝わる屋島寺の創建地跡。
塁状遺構	・南嶺西側山麓のほぼ傾斜変換点を走る総延長数百mに及ぶ土塁で、山側に溝がある。ただし、突出した尾根を横切る部分は空堀状になる。特に南部は土塁、溝とも規模が大きく、また浸食が著しい箇所もある。
南嶺駐車場東側平坦地	・三段に整えられた平坦面。段差は1m弱を測り、各々直線的に平行して走る。
南嶺南西部先端平坦地	・岬状に突出した尾根筋の先端で、周囲の眺望に優れる。 ・露岩に善女龍王の陰刻があり、周囲には破棄された石祠も存在する。
階段状遺構	・北嶺の山頂部に石積による十数段の階段状施設が道路に沿って築かれている。
照石神社	・通称「オテレッサン」。巨石信仰の典型的な例。 ・北側に接して県道が走る他は、周囲は雑木を主体とした山林になっている。

(エ) 屋島の地区別特性

屋島は、島内各箇所において自然環境、社会環境、文化財分布状況等に差異があり、その内容によりいくつかの地区に区分される。

①山頂地区	当地区は、屋島のメサ地形の屋根にあたり、北嶺と南嶺にあるが、特に南嶺には屋島寺や経塚等の文化財や特異な地質がみられ、良好な眺望も有する。また、瀬戸内海国立公園の集団施設地区として各施設が整備され、屋島観光の中心となっている。
②斜面地区	当地区は、斜面に生育する主にマツと瀬戸内海地域の植生を特徴付けるウバメガシを主木とする樹林地であり、動物の生息環境や屋島のランドマークとしての景観を形成する重要な地区である。南嶺西側の屋嶋城跡城門遺構は現在遺構の保存整備工事が進められている。また、国立公園や保安林としても指定されている。
③山麓地区	当地区は、斜面地の裾部を取り囲む地区であり、農地と樹林地が混在し、一部民家等の構造物が分布するが、屋島の山裾として、屋島の景観を保全する上で大切な地区である。用途地域に隣接することから、開発整備の影響を受けやすい地区でもある。
④南部住宅地区	当地区は、屋島の南部にある住居、商業、業務地で、古くからのコミュニティーも形成されている。一方では、商業施設等の開発、整備が比較的頻繁に行われている。
⑤緩斜面集落地区	屋島の東側・西側2箇所の当地区は、古くからの集落を中心に周辺には農地や漁港、港湾がみられるなど、山麓、海辺の生産や生活空間として発達してきた地区であり、遺跡や伝承地等が多く分布する。
⑥塩田跡地地区	屋島の東側・西側2箇所の当地区は、かつての塩田を埋立て、市街化による都市的整備が進められているところであり、史跡天然記念物屋島としての文化財的性格は希薄であるが、歴史的には、屋島と海との関係を良く表している。
⑦相引川地区	当地区は、かつて完全に島であった屋島が内陸側と対峙した一帯であり、現在は相引川によって、辛うじてその面影をとどめている。屋島陸上競技場は再整備される予定である。
⑧自然海岸地区	当地区は、屋島でも少ない自然海岸が見られ、自然環境としても、また、屋島の歴史性を今にとどめる歴史環境としても貴重である。
⑨人工海岸地区	当地区は、人々の生活や生産の場として活用されてきている港湾や漁港が配置されている。また、海岸環境の保全整備等も進められている。



地区区分図

各地区構成条件

構成条件		1. 山頂地区	2. 斜面地区	3. 山麓地区	4. 南部住宅地区	5. 緩斜面集落地区	6. 塩田跡地地区	7. 相引川地区	8. 自然海岸地区	9. 人工海岸地区
自然環境	植生	マツ	マツ、ウバメガシ							
	景観	園地	樹林地	主に農地、点在する住宅	古くからの集落、市街地	市街地、農地	市街地	都市的河川景観	自然海岸	人工護岸
	自然海岸								自然海岸	人工護岸
	地形	山頂平坦地	急傾斜	急傾斜	やや急傾斜	緩傾斜	平坦地(埋立地)	平坦地		
社会環境	標高	280～290m以上	40～280m(内陸部) 0～ 280m(海岸部)	2～60m(一部60～90m)(東側) 20～ 40m(西側)	2～20m (一部20～60m)	2～40m	1～3m	1～2m	0m	0m
	傾斜度	0° ～3° (一部30° 以上)	8° ～40° (一部40° 以上)	3° ～20°	3° ～15° (一部15° ～30°)	3° ～15°	0° ～3°	0° ～3°		
	土地利用	園地、宗教施設 観光・商業施設	樹林地、一部農地	農地、宅地、溜池	宅地、農地、溜池、 商業施設、業務施設	宅地、農地、溜池、商 業施設、業務施設	宅地、商業施設、 業務施設	教育施設、業務施 設、陸上競技場	港湾	港湾 漁港
	道路・交通	山上園路 屋島ドライブウェイ	北嶺登山道、屋島ドライブウエイ、 県道、市道、農道	屋島ドライブウェイ、県道 市道、農道	県道、市道	県道、市道、農道	県道、市道	琴電屋島駅、湯元 駅、県道、市道		
社会環境	土地所有	公有地及び民有地	公有地及び民有地	民有地及び公有地(一部)	民有地	民有地	民有地及び公有地(一部))	公有地及び民有地 (一部)		
	港湾・漁港								長崎鼻港	石場港、立石港、浦生 漁港
	公共施設			屋島少年自然の家 県立水産試験場 赤潮研究所	屋島小学校、屋島保育所 国土交通省屋島住宅、屋 島コミュニティセンタ ー、老人センター屋島源 平荘	瀬戸内海区水産研究 所屋島庁舎、屋島東小 学校、屋島東コミュニ ティセンター	屋島西小学校、屋島西団 地、屋島新浜団地、公務 員屋島住宅、東部下水処 理場、屋島西コミュニテ ィセンター、高松テルサ	屋島中学校 屋島陸上競技場 香川大学屋島寮		
	観光・レクリ エーション 施設	ホテル・旅館、 駐車場、売店、展望施設、 解説版、広場、道標、園路 休憩・便益施設、遊鶴亭	北嶺登山道							
文化財	史跡	屋島寺、源平合戦古戦場	屋嶋城跡、門遺構、土塁・石垣			源平合戦古戦場		源平合戦古戦場		
	史跡的要素	南嶺駐車場東側平坦地 屋島寺仁王門付近遺構 南嶺南西部先端平坦地 屋島経塚 千間堂跡 魚見台 階段状遺構	長崎鼻古墳、長崎鼻砲台跡、照 石神社、遍路道、谷東古墳 洞窟群(採石跡) テラス状平坦地、浜北古墳群、 屋嶋城跡の塁状遺構、 金刀比羅宮社域古墳 湯の谷 1 ～ 3 号墳	浜北古墳群 中筋北古墳 屋島神社・同参道 遍路道	遍路道 屋島中央東古墳(消滅) 屋島中央西古墳 屋島神社参道	遍路道 鶴羽神社遺跡		遍路道 屋島神社参道		
	天然記念物		畳石(安山岩の板状節理)							
	天然記念物的要 素	屋島凝灰岩、屋島礫層 ウバメガシ林	ウバメガシ林、コウモリ 基性凝灰角礫岩							
文化財	名勝的要素	展望地点								
	その他の文化的要素	新屋島水族館		四国民家博物館(四国村)	古くからの集落、町並み					
法規制		国立公園 (第2種特別地域、集団施設地区) 文化財(山上地区) 保安林、農振(一部) 特定用途制限地域	国立公園 (第2種特別地域、単独施設) 文化財(傾斜地区) 保安林、農振(一部) 特定用途制限地域	国立公園 (第 2 種特別地域、単独施 設) 文化財(傾斜地区、緩傾斜 地区) 保安林、農振(一部) 特定用途制限地域 急傾斜地崩壊危険区域	国立公園(一部) (第 2 種特別地域) 文化財(山麓平地地区) 用途地域※(1 低、1 中高 2 中高、1 住) 急傾斜地崩壊危険区域	国立公園(一部) (普通地域) 文化財(ほぼ山麓平地 地区) 農振(一部) 砂防指定地(浦生川) 用途地域※(1低、1住)	文化財(山麓平地地区) 用途地域※(1 中高、2 中 高、1 住、2 住、準工)	国立公園(一部) (第 2 種特別地域) 文化財(山麓平地 地区) 用途地域※(1 低、 1 住、2 中高)	国立公園 (普通地域) 文化財(海面地区) 海面区域 長崎鼻港湾区域 高松港湾区域	国立公園 (普通地域) 文化財(海面地区) 海面区域、海岸保全区 域、石場港湾区域、 立石港湾区域、 浦生漁港湾区域、 河川区域(一部)

※ 1 低 ：第 1 種低層住居専用地域
1 中高：第 1 種中高層住居専用地域
2 中高：第 2 種中高層住居専用地域

1 住 ：第 1 種住居地域
2 住 ：第 2 種住居地域
準工 ：準工業地域

史跡天然記念物屋島主要施設位置図



	山上地区
	傾斜地区
	緩傾斜地区
	山麓平地地区
	海面地区



(4) 屋島に対する市民意識調査結果

<調査概要>

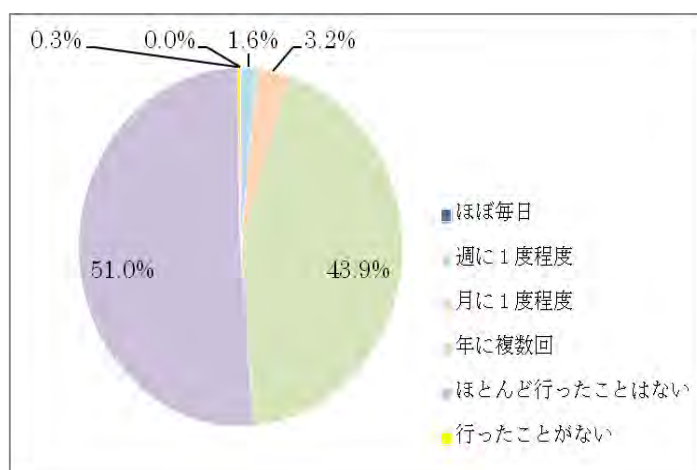
□調査対象：高松市在住の20歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、郵送による配布・回収

□調査期間：平成23年11月21日～12月2日

□回収結果：347人（男171人、女165人、不明11人）。回収率は34.7%

Q1 これまで何度くらい屋島へ行ったか？

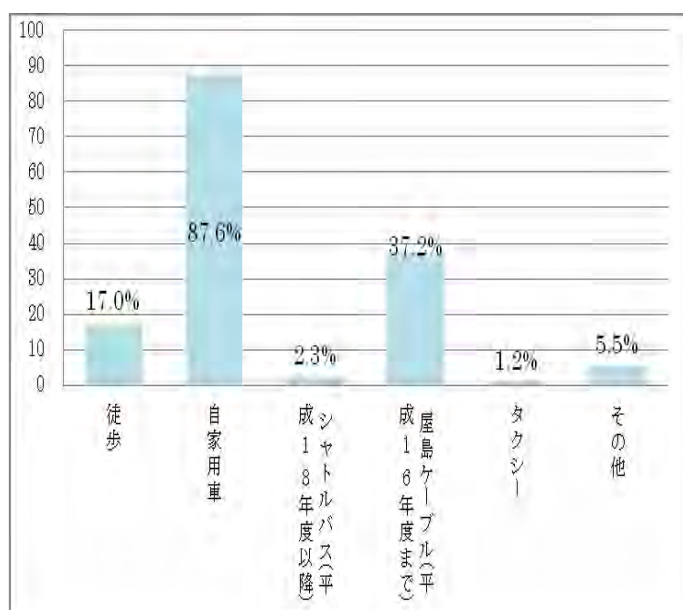
全体では、ほとんど行ったことはないが最も多く(51.0%)、次いで、年に複数回行く(43.9%)が多かった。ほぼ毎日行く人は0人、週に1度程度や月に1度程度は極めて少なく、20歳代には、これまでに行ったことがないが1名いるなど、市民にとってあまり身近な存在とは言えない状況である。



Q2 屋島に、主にどのようにして(交通手段)行ったか？(複数回答)

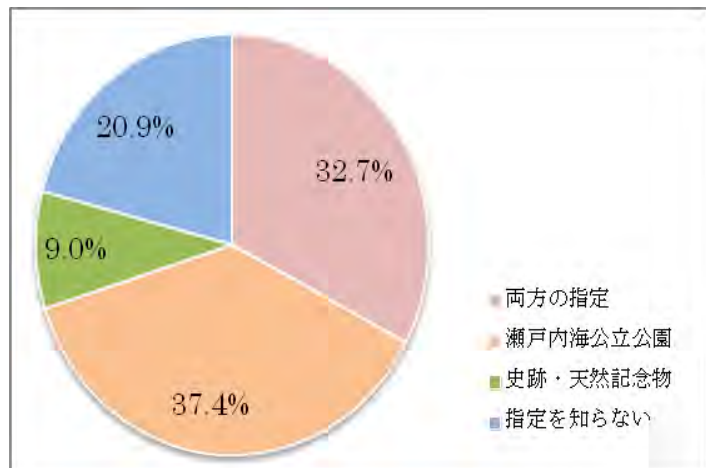
・屋島へのアクセス手段は、自家用車が9割近くを占め(87.6%)、次いで現在は廃止されている屋島ケーブル(37.2%)で、シャトルバス利用者は2.3%で、公共交通を利用したアクセスは少ない状況である。また、徒歩と答えた人は17.0%あった。

・その他と答えた人のアクセス手段は、貸切バス(観光・巡礼)、自転車等であった。



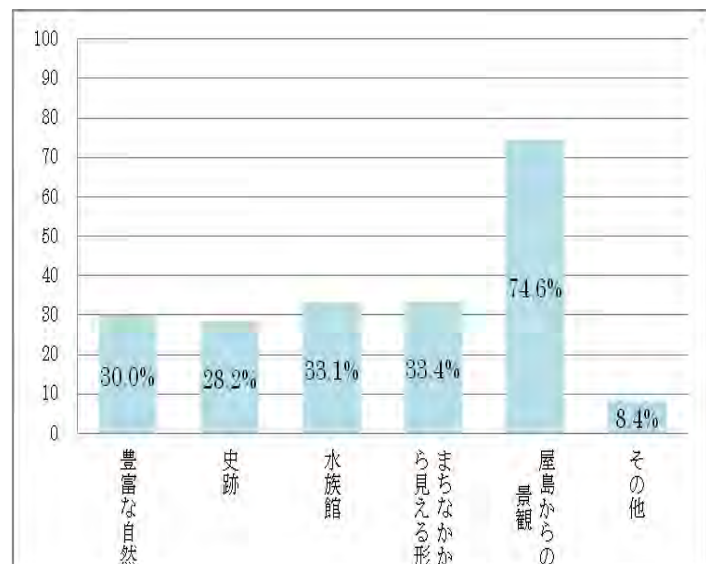
Q 3 屋島が瀬戸内海国立公園や、 国の史跡天然記念物に指定されている ことを知っているか？

瀬戸内海国立公園に指定されていることを知っている人は、全体で70.1%と約7割を占めたが、史跡天然記念物に指定されていることを知っている人は、41.7%と半数以下で、双方に指定されていることを知らない人も20.9%で約5人に1人おり、屋島の価値が市民に十分認識されていない状況が伺える。



Q 4 屋島の魅力は何だと思うか？ (複数回答)

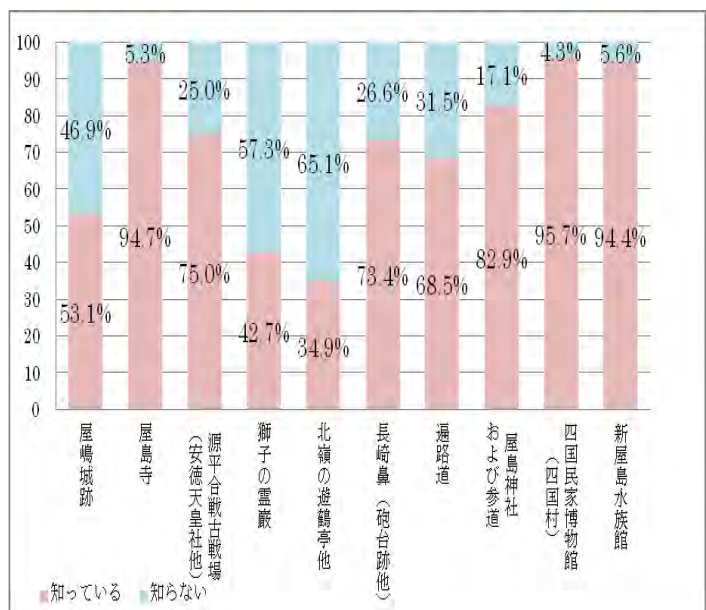
屋島の魅力は、屋島からの景観(眺望)と回答した人が全回答者の74.6%と4人に3人の割合で、他の項目の2倍となっており、屋島からの眺望が、市民を惹きつける大きな魅力であることが推察される。



Q 5 屋島の様々な見所について

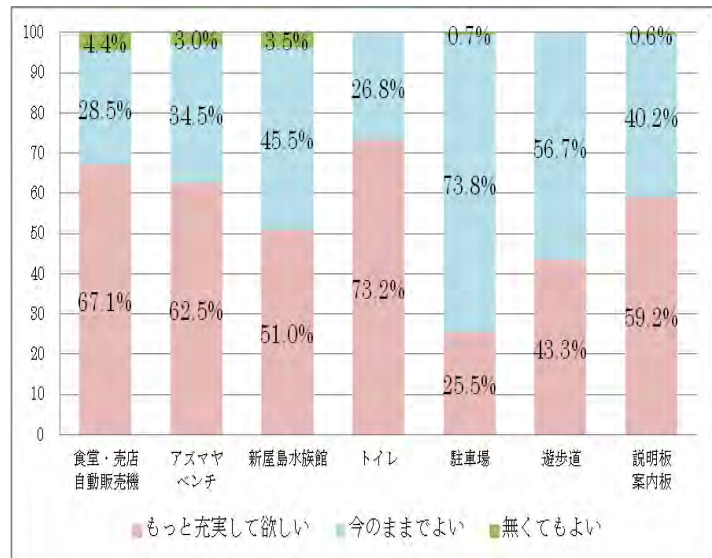
<認知度>

屋島の様々な見所のうち、認知度の高いものは、四国民家博物館(四国村)(95.7%)、屋島寺(94.7%)、新屋島水族館(94.4%)、屋島神社および参道(82.9%)で、その認知度は回答者の8割を超えたが、一方、獅子の霊巖や北嶺の遊鶴亭他の認知度は半数に至っていない。



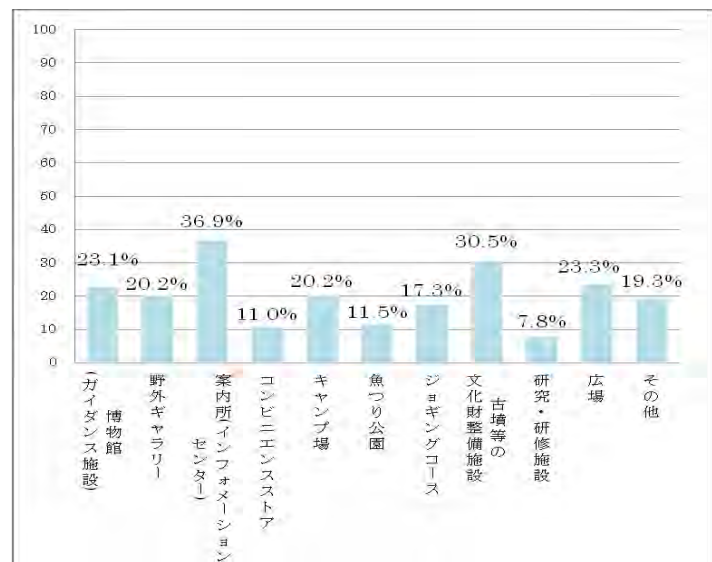
Q 6 現在屋島には様々な施設があるが、これらの施設についてどう思うか？

屋島の既存施設への要望は、駐車場および遊歩道を除き、いずれも回答者の半数以上が更なる施設の充実を望んでいる。



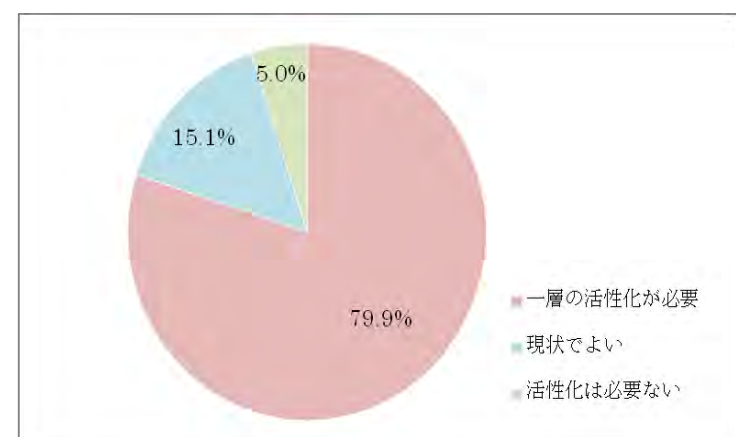
Q 7 屋島の活性化に必要だと思う施設は何か？

屋島の活性化に必要だと考える施設としては、案内所(インフォメーションセンター・36.9%)、古墳等の文化財整備施設(30.5%)が回答者の3割を超えるなど、屋島の魅力や情報を発信する施設の充実が求められている。



Q 8 今後の屋島の活性化についてどう思うか？

現状でよい、活性化は必要ないと答えた人が約2割いるものの、屋島の活性化を望む人が、回答者の約8割(79.9%)を占め、市民の多くが屋島の活性化を望んでいる。



(5) 来訪者実態調査結果

<調査概要>

屋島への来訪者を対象に、実態調査（①来訪者数把握調査、②ヒアリング調査）を行った。

□ 調査日程

平成 23 年 10 月 9 日(日曜日)午後 1 時～午後 6 時

平成 23 年 10 月 10 日(月曜日・祝日)午前 8 時～午後 6 時

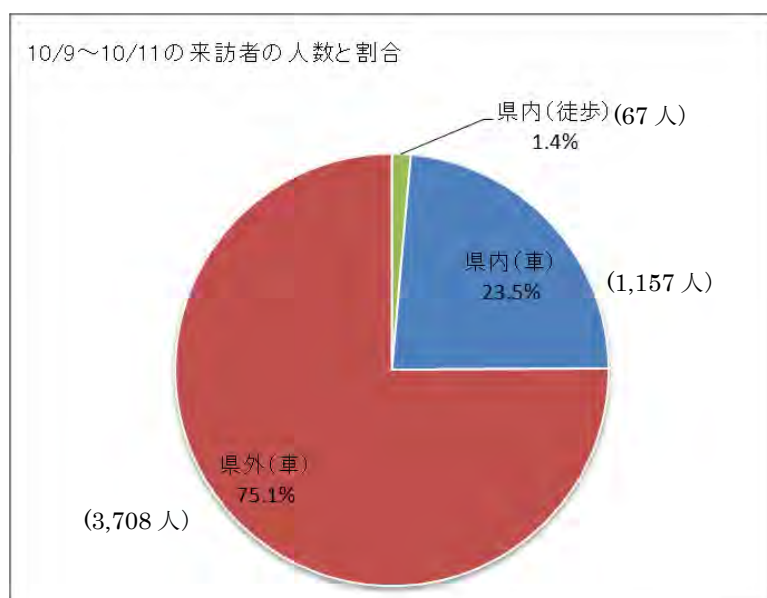
平成 23 年 10 月 11 日(火曜日・平日)午前 8 時～午後 6 時

□ 調査結果

① 来訪者数調査

来訪者数把握調査は、山頂地区の駐車場入口において車による来訪者数を、また、麓からの登山道の山頂入口部において徒歩による来訪者数を把握した。

調査年月日	調査時間	来訪者数（うち徒歩） （人）		備考
		県内	県外	
平成 23 年 10 月 9 日	午後 1 時～午後 6 時	1,605		
		349	1,256	
平成 23 年 10 月 10 日	午前 8 時～午後 6 時	2,607（16）		
		652	1,955	
平成 23 年 10 月 11 日	午前 8 時～午後 6 時	720（51）		午前 10 時頃、地元小学生約 400 人の来訪があったが、年に 1 回の行事のため数字には含んでいない。
		223	497	
	合計	4,932（67）		
		1,224	3,708	



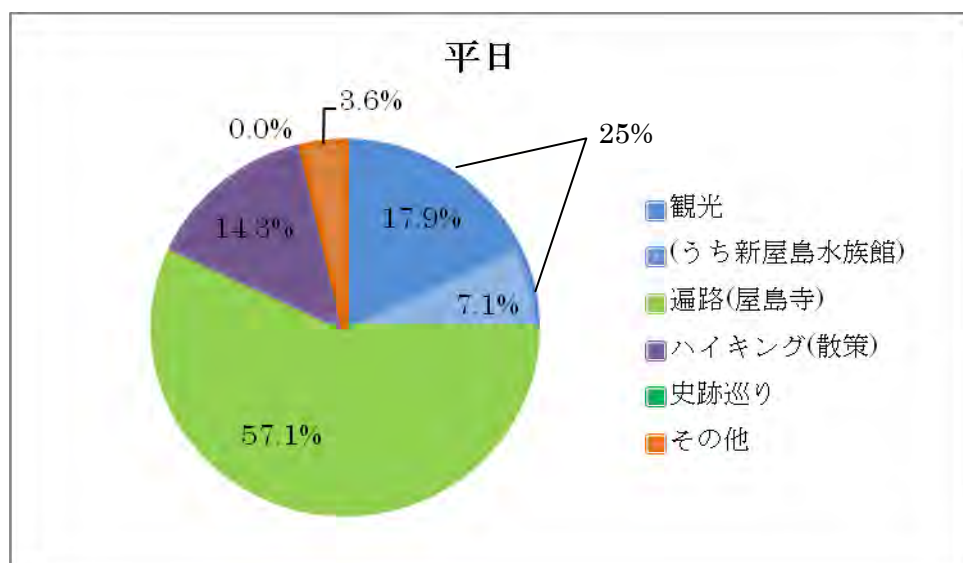
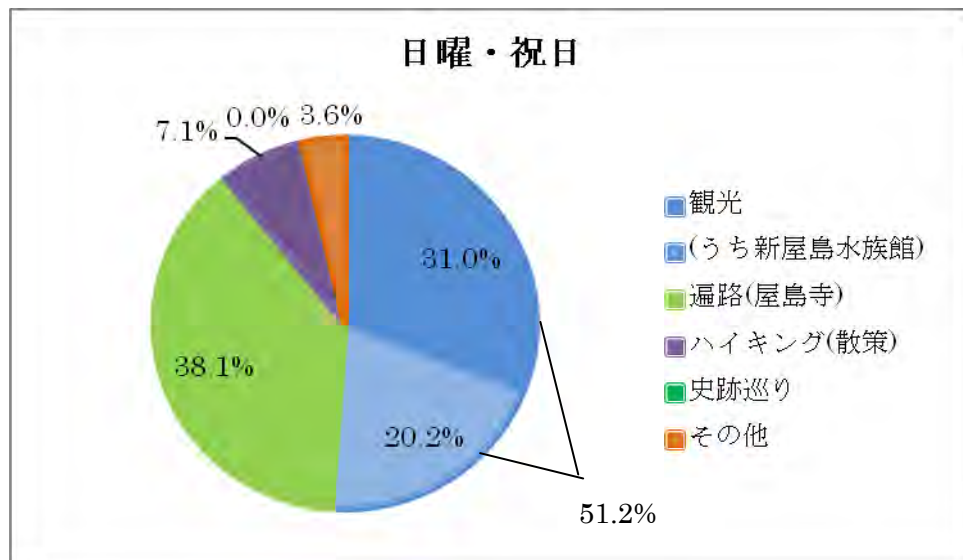
3 日間を通じて県外からの来訪者は 7 割を超えるとともに、県内の来訪者 1,224 人のうち、約 7 割の 860 人は、高松市外在住者であった。また、徒歩による来訪者は、全員、高松市内在住者であった。このようなことから、屋島は高松市の代表的観光地と言える。

② ヒアリング調査

山頂地区において、来訪者へのヒアリング調査を、面接方式で計 112 人(9 日 26 人、10 日 58 人、11 日 28 人)に行った。

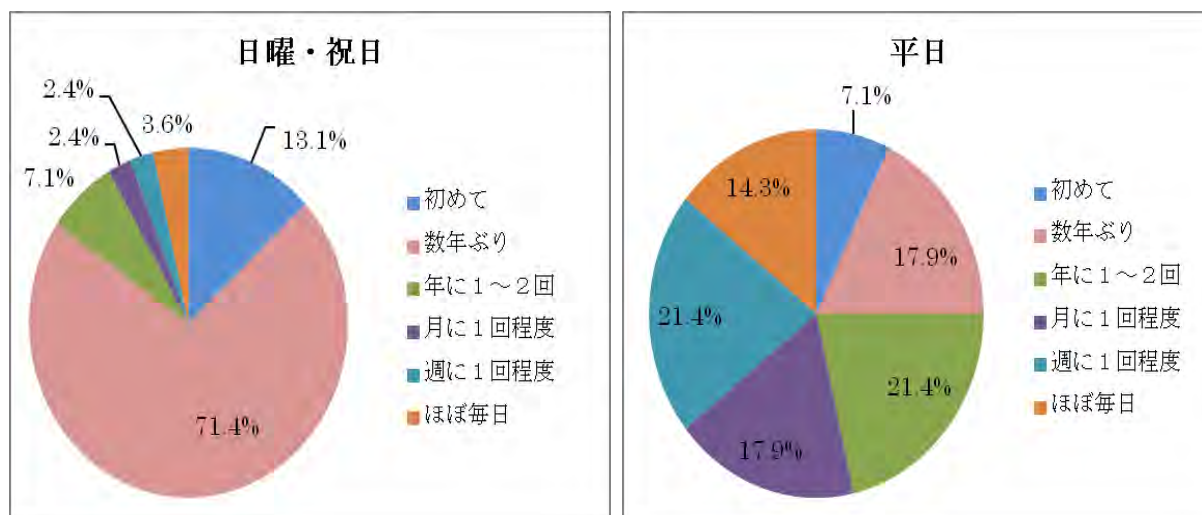
ア) 来訪の目的

- ・日曜・祝日の来訪の目的は、観光が約半数を占め、次いで遍路(屋島寺、38.1%)であった。
- ・日曜・祝日に観光目的で来訪した人のうち、約 4 割が新屋島水族館を目的に来た人で、その他は、景色(眺望)を見に来た、屋島寺参拝などであった。
- ・日曜・祝日のハイキング(散策)は約 7.1%であったが、平日は約 14.3%と多かった一方、平日の来訪の目的は、遍路(屋島寺)が半数以上を占め、次いで観光(25%)であった。



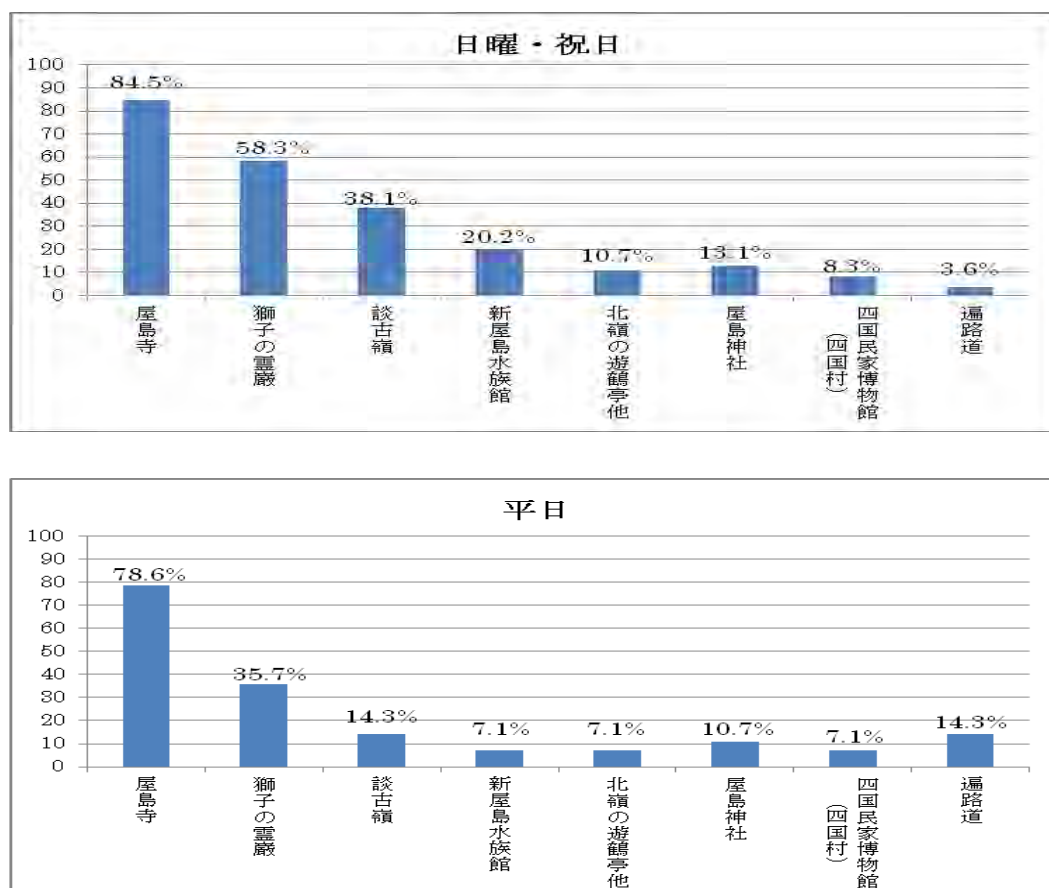
イ) 来訪歴

日曜・祝日の来訪者のうち、84.5%の人が初めてもしくは数年ぶりの来訪であり、一方、平日の来訪者のうち、初めて、もしくは数年ぶりの来訪の人は25%と少なかった。



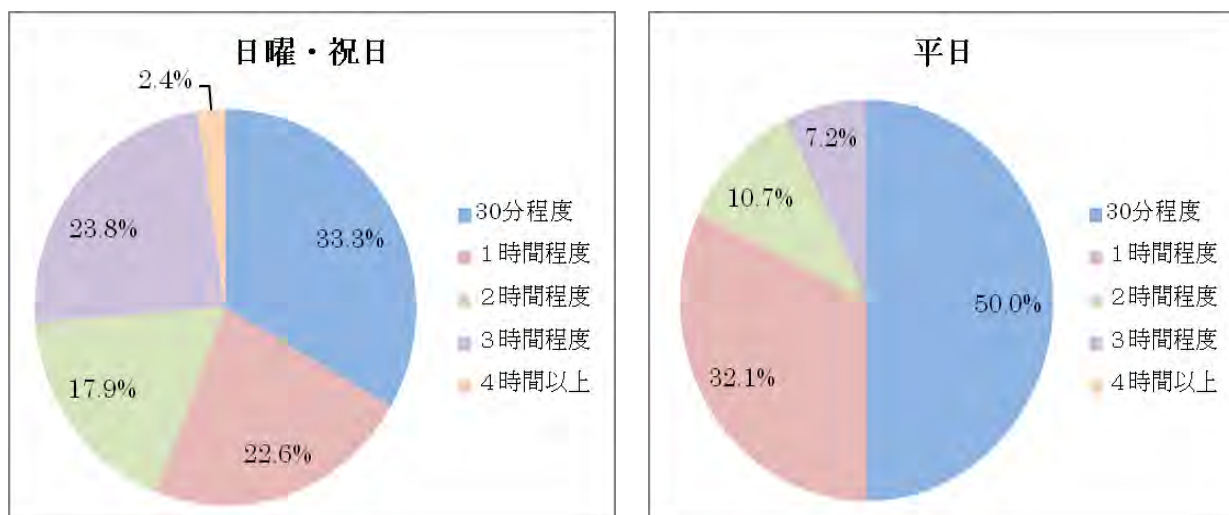
ウ) 来訪場所(施設)

- ・日曜・祝日および平日を通じて、屋島寺へは、来訪者の約8割が訪れているが、北嶺を訪れる人は日曜・祝日でも1割程度である。
- ・獅子の霊巖や談古嶺で眺望を楽しむ来訪者は、日曜・祝日には多い。



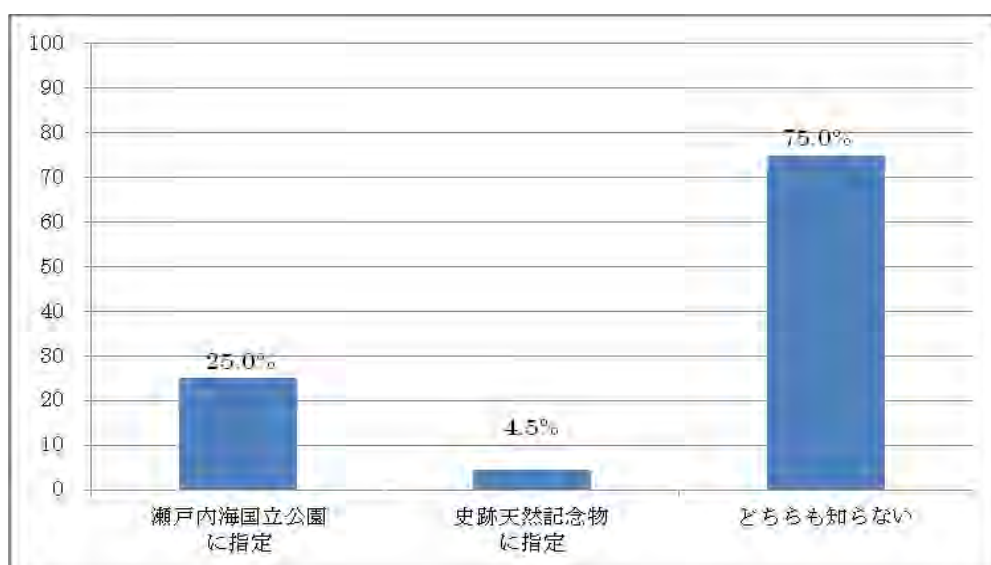
エ) 滞在時間

3 時間程度滞在する人の来訪目的は、大半が新屋島水族館の見学で、滞在時間が 30 分程度の人多くは遍路(屋島寺)目的である。このようなことから、立ち寄り型の観光地であると言える。



オ) 屋島の認知度

- ・屋島が、瀬戸内海国立公園や、国の史跡天然記念物に指定されていることを知っている人は、わずかであった。
- ・屋島が国の史跡天然記念物に指定されていることを知っている人は、同時に瀬戸内海国立公園に指定されていることも知っていた。



3 屋島の特性・価値の現状と課題

(1) 屋島の特性・価値

屋島の有する特性・価値の現状は、以下のようにまとめられる。

貴重な自然環境と良好な眺望

瀬戸内海に面した屋島の地形は、メサと呼ばれる屋根状の溶岩台地で、讃岐岩質安山岩の節理の発達した畳石とともに学術上貴重なものであることから、**天然記念物**の指定を受けた。

また、山上からは瀬戸内海を代表する多島海の優れた景観を眺望できることなどにより、**瀬戸内海国立公園**にも指定されている。

一方、海上はもちろん、高松平野の至るところから、屋島を望見することができ、ランドマークとしての役割を果たしてきた。このことから、本市におけるシンボリック存在となっている。

さらに、ウバメガシ林を始めとした、貴重な動植物が生息し、豊かな緑が現存する空間として、山麓地帯が都市地域にありながら、自然と人々が共生する貴重な自然環境を有している。

生活・生産と歴史・文化・信仰の地

屋島は、古くから屋島独特の歴史が育まれ、文化が形成されてきた。

その結果、屋嶋城・屋島寺・源平合戦古戦場など数多くの貴重な歴史的・文化的資源が残され、**史跡**の指定を受けている。市民を始め来訪する人々が独特の歴史と文化に触れることができるとともに、四国霊場八十八箇所の第84番札所屋島寺があることで、お遍路さんを始め、数多くの人々が訪れる信仰の地でもある。

また、山麓部においては、漁業等が展開し、瀬戸内海の豊かな海と後背地の丘陵が一体となった価値を形成している。

高松市のシンボル

屋島は、その特徴的な地形や地質、豊かな自然環境などとともに、長い歴史やその中で培われてきたふるさとを特徴付ける様々な物語を有することから、多くの市民に親しまれてきた点において、その価値は大きく、高松市における、物理的、精神的シンボルといえる。

(2) 屋島の特性・価値における課題の分析

ア 貴重な自然環境と良好な眺望

- ・自然植生において必ずしも十分な計画的・体系的調査、管理が行われていない。
- ・生物の生息環境の悪化が懸念される。
- ・廃屋等、景観上好ましくないものがある。
- ・良好な眺望を有する屋島であるが、展望が可能な場所においても樹木により眺望が遮られるなど、その特性が必ずしも生かされているとは言えない。
- ・屋島を見た場合、屋島の前景として望ましくない色調等の建物によって、屋島の美的価値が損なわれている。
- ・登山、野鳥観察、自然探訪等のための施設など、情報提供が十分でない。

イ 生活・生産と歴史・文化・信仰

- ・文化財としての屋島の情報提供体制が十分でない。
- ・文化財としての発掘調査等各種調査や保存・活用に向けての環境整備が十分でない。（屋嶋城跡は現在、保存・活用整備が進められているが、源平合戦伝承地は従前の状況であり、長崎鼻古墳などについては未整備である。）
- ・文化財の総合調査（悉皆調査）が十分でない。（埋蔵文化財調査については、平成7年度から屋島基礎調査を実施しているが、寺社や民俗等を対象にした調査は実施していない。）
- ・かつての遍路道（歴史的な道路）など、現在は利用されていない資源がある。
- ・源平古戦場跡などに関する歴史的・地理的な調査・整理ができていないので、観光資源としての説得力が弱い。
- ・市民に文化財としての価値が十分認識されていない。

ウ 高松市を代表する観光地

- ・自然、歴史、文化など屋島の多様な価値を観光資源として有効に活用できていない。
- ・体系的調査の実施により判明する新しい屋島の意義を活用する必要がある。
- ・北嶺がほとんど利用されていないことから、屋島全体の広範囲な利用が望まれる。
- ・核となる利用案内拠点（ガイダンス施設等）がなく、屋島についての情報提供が十分に行われていない。
- ・山麓部や山頂付近には、散策道・ハイキングコースがあるが、山麓部の駐車場や道標等サインの整備は必ずしも十分でない。
- ・利用形態は、概ね屋島寺や新屋島水族館の見学、散策道の周遊、展望等に限られている。
- ・最大の集客施設である新屋島水族館が老朽化しており、早急な対応が求められている。
- ・来訪者のための休養施設（アズマヤ、ベンチ、休憩所等）・便益施設（飲食・トイレ・駐車場等）といった受入れ施設やホスピタリティ(もてなしの施設等)が必

ずしも十分でない。

- ・屋島ケーブルの廃止後、唯一の公共アクセスとして、ＪＲ屋島駅やことடன்屋島駅から屋島の山上までシャトルバスが運行されているが、更なる公共アクセスの利便性の向上が望まれる。
- ・車による屋島山上へのアクセスは、屋島ドライブウェイ（有料）に限定される。
（平時夜間は閉鎖）

(3) 課題

このようなことから、屋島の課題については、以下のように整理することができる。

総合的課題	個別的課題
ア 屋島全体の自然環境、景観および文化財の調査・把握・活用（未確認のものも含む）	エ 廃屋撤去後の更地の利活用
イ 市民の屋島に対する価値の認識と愛着の醸成	オ 水族館の老朽化
ウ 屋島の持つ魅力の顕在化と屋島の活性化	カ ドライブウェイを含む屋島山上へのアクセス
	キ ケーブルまたはケーブル跡地、ケーブル跡施設の取り扱い
共通課題	
自然環境・景観等の保全 推進体制の整備・構築	

(4) 基本構想策定の留意事項

ア 屋島の特性・価値の保存と顕在化

屋島の有する特性や価値を特定し、これら特性・価値の適正な保存および顕在化（活用）を図る。

イ 屋島の有する課題の解消

屋島の課題を抽出し、その解消を図る。

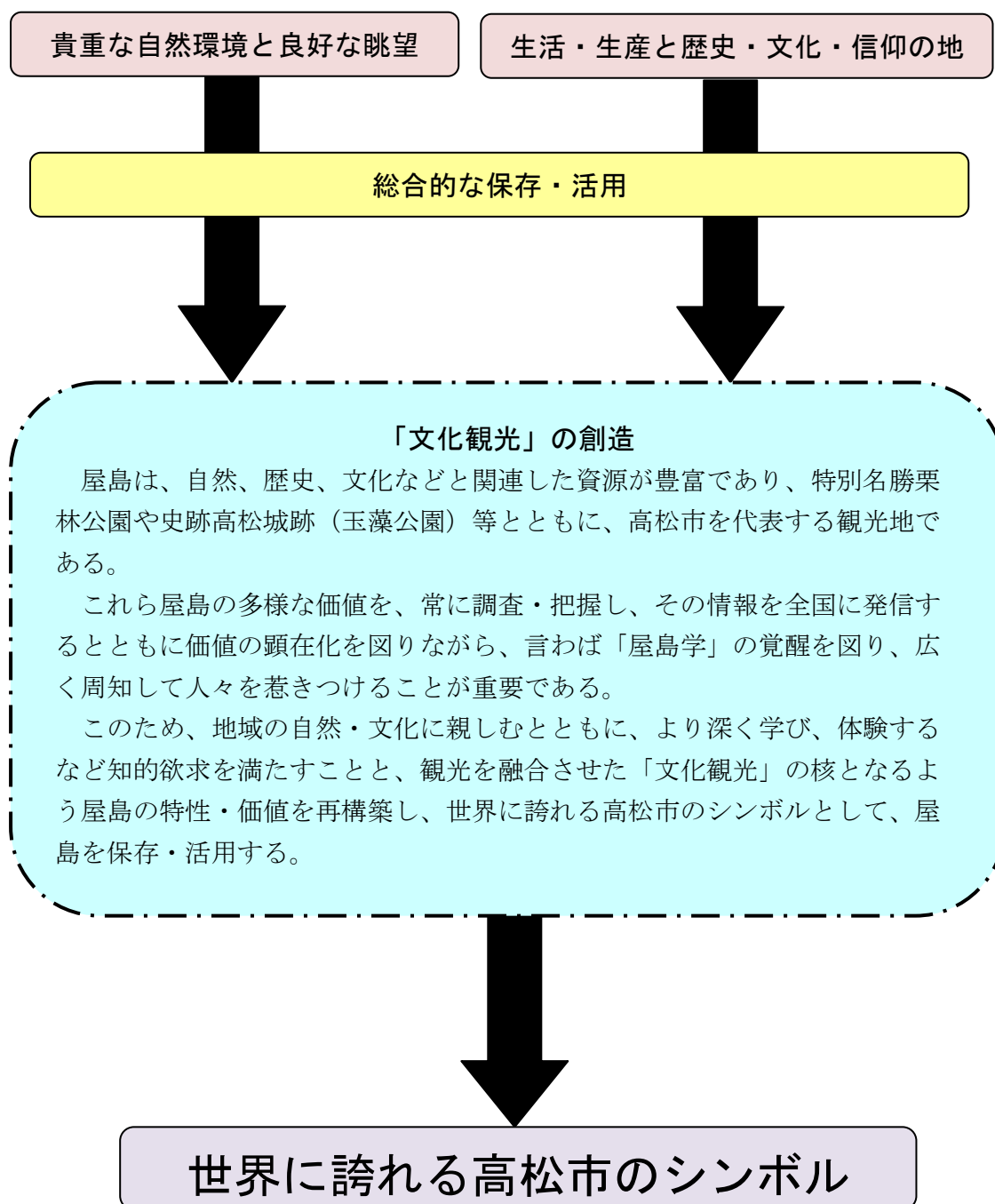
ウ 新たなアイデア（メニュー）の展開

屋島の「特性・価値の保存」と、「活性化」を両立するため、新たなアイデア（メニュー）を導入し、効果的な展開を図る。

4 基本方針

(1) 屋島の活性化の方向性

屋島の有する特性・価値を踏まえ、次のような方向性を目指すべきである。



(2) 基本方針

屋島の持つ多面的な価値を、総合的に保存・活用し、「文化観光」の核となるよう屋島の特性・価値を再構築することで、地域に愛され、世界に誇れる高松市のシンボル「屋島」を目指すこととし、その実現に向けた基本方針は以下のとおりとする。

ア 貴重な自然環境や文化財の継続的・体系的調査研究と保全

瀬戸内海国立公園、史跡天然記念物に指定されている屋島の地形・地質・動植物等、自然環境の学術的調査・研究や、寺社・民俗・遺跡等の解明を継続的・体系的に推進することで、屋島の価値を明確にするとともに、将来にわたり屋島を保全する。

また、屋島の有する名勝的価値を、将来にわたり適切に保存・活用するため、さらなる調査・研究を進める。

イ 歴史・文化・信仰に富む屋島の再発見と活用

歴史・文化・信仰の地であるとともに、人々の生活・生産の場でもある屋島の古くから受け継がれてきている魅力を再発見し、その情報を全国に発信するとともに屋島にふさわしい活用策を展開する。

ウ 都市づくりと連動した景観の保全と再生

瀬戸内海に開けた本市の特徴の一つである「多島海景観」や、良好な「市街地景観」を屋島から眺望するとともに、国立公園や天然記念物の指定要件ともなっている屋島の山容（メサ地形）や豊かな緑を、瀬戸内海や市街地等から望むことができるよう、魅力ある都市づくりを推進し、美しい景観の保全と再生を図る。

エ 屋島の有する特性・価値の次世代への継承

古くから受け継がれてきている屋島の特性や価値を、市民一人一人が認識するとともに、それらの適正な保存・活用を図ることで、屋島に対する市民の愛着や誇りを醸成し、本市の貴重な地域資源として次世代へ継承、発展させていくことの大切さを市民全体で共有する。

オ 実効性のある推進体制の整備・構築

多面的価値を持つ屋島の活性化を目指すため、調査・研究、管理・運営が効果的に実施できるよう、関係機関等の連携による、ネットワークを構築することにより、実効性のある推進体制を確立する。